

# 板橋区 ICT 推進・活用計画 2025



板橋区



## はじめに



区ではこれまで、3次にわたる「板橋区電子区役所推進計画」及び「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」を策定し、ICT 環境の整備にとどまらず、ICT の更なる利活用により、行政事務の効率化や区民の利便性向上に向けた取組を着実に進めてきました。

この間、国でも、「官民データ活用推進基本法」「デジタル手続法」等の法律や、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」「デジタル・ガバメント実行計画」等の計画を次々と打ち出し、ICT 等の活用を戦略的に進めています。

令和2（2020）年に入り、新型コロナウイルス感染症が日本国内で急速に拡大したことで、私たちの生活は一変しました。国の緊急事態宣言に伴い、外出自粛や学校の休校等が求められ、テレワークや遠隔診療、遠隔教育など、ICT によるリモートサービスの活用や定着が進んでいます。

その一方で、行政分野ではデジタル化・オンライン化の遅れが明らかになりました。そして、国を挙げて、ICT の利活用により人々の生活を良い方向に変えていく、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する動きが加速しています。

区においても、「いたばし No.1 実現プラン 2025」の中で、コロナ禍を機に、重点戦略の一つとしてデジタルトランスフォーメーション戦略を掲げており、区全体でデジタルトランスフォーメーションの実現に向けた取組が急務となっています。

そのような中、ICT を取り巻く環境の急速な変化に対応する個別計画として、「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」を策定いたしました。前計画で実行してきた ICT の利活用からさらに一歩進めて、デジタルトランスフォーメーションの実現を目的とし、官民の連携を強化しながら、区の業務の効率化と区民サービスの更なる向上をめざします。

本計画を着実に実行することにより、区民と区が ICT の利便性を享受できるようにするとともに、「東京で一番住みたくなるまち」の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 目次

### 第1章 総論

1	これまでの計画.....	2
2	ICTを取り巻く国の動向.....	3
3	Society5.0のSDGsへの貢献.....	8
4	新たな自治体情報セキュリティ対策.....	9
5	東京都の動き.....	10
6	計画の目的.....	11
7	計画の構成及び期間.....	12
8	計画の位置付け.....	13
9	前計画の評価と課題.....	14

### 第2章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」基本計画

1	基本計画の位置付け.....	16
	ビジョン①.....	16
	ビジョン②.....	17
2	推進体制.....	18

### 第3章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」前期実施計画

1	前期実施計画について.....	20
	基本方針Ⅰ「業務の改善・効率化」.....	20
	基本方針Ⅱ「マイナンバーカードの普及・活用」.....	22
	基本方針Ⅲ「オンライン化の促進」.....	24
	基本方針Ⅳ「データの利活用」.....	25
2	施策展開の考え方.....	26
3	施策一覧.....	27
4	施策詳細.....	28
5	施策の進行管理.....	40

#### 【参考資料】

「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」令和2年度末見込み調査結果.....	42
--	----

# 第1章



## 総論

# 第1章 総論

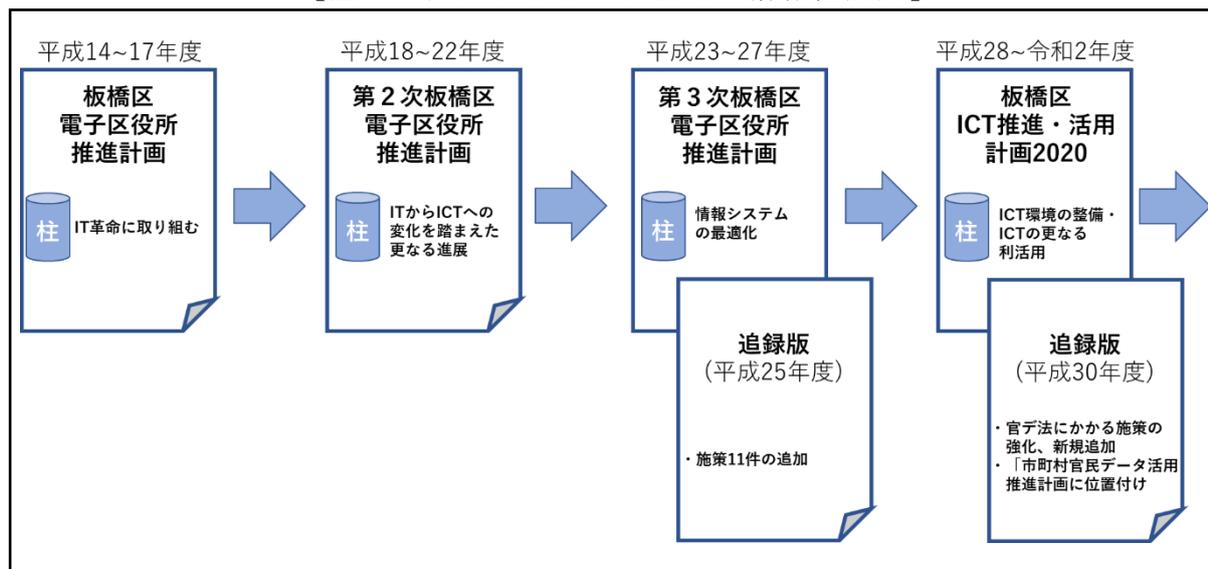
## 1 これまでの計画

板橋区では、IT<sup>1</sup>革命に取り組むため、平成14年度からの4か年計画である「板橋区電子区役所推進計画」を策定しました。その後、平成18年度には「第2次板橋区電子区役所推進計画」を策定し、ITからICT<sup>2</sup>への環境の変化を踏まえた更なる進展に向けての取組を、計画期間である平成22年度までの間で着実に進めてきました。

また、平成23年度からは、情報システムの最適化を柱とする「第3次板橋区電子区役所推進計画」及びその「追録版」を策定し、①新しいきめ細かな区民サービスの実現、②区民との情報共有及び協働の推進、③効率的な区政の推進、④情報セキュリティと個人情報保護の4つの基本方針の下、様々な取組を実施してきました。

さらに、平成28年度には、それ以前の「板橋区電子区役所推進計画」の考え方を継承しつつ、ICTの更なる利活用促進の考え方を前面に打ち出した「板橋区ICT推進・活用計画2020」（以下「ICT計画2020」という。）を策定しました。この計画では、基本方針を「ICT環境の整備にとどまらず、ICTの更なる利活用を促進することにより、区民生活の利便性や安全性、地域の活性化、庁内横断的な事務の効率化や知的生産性の向上に資することをめざします。」と定め、①開かれた区政の実現、②区民サービスの向上、③情報セキュリティの強化、④安心・安全の向上、⑤行政事務の効率化の5つの基本目標を設定した上で、推進施策を着実に実施してきました。

【図1 区におけるこれまでの情報化計画】



<sup>1</sup> IT(Information Technology)：情報技術のこと。

<sup>2</sup> ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術のこと。

## 2 ICTを取り巻く国の動向

### (1) 国の戦略や法整備の概要

国は、平成13(2001)年1月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置し、「e-Japan 戦略」を策定することにより、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始しました。

また、平成25(2013)年6月には、行政・産業界・学界及び国民一人ひとりが、皆で共有・協働し、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして「世界最先端 IT 国家創造宣言」を閣議決定し、ITの利活用に重点を移し、世界最先端のIT国家をめざして政策を推進してきました。

その後、平成28(2016)年12月には、行政や民間が持つ大量のデータを適正かつ効果的に活用することで社会課題を解決し、安心して暮らせる社会や快適な生活環境を実現するため、「官民データ活用推進基本法」(以下「官デ法」という。)が公布・施行されました。

官デ法の成立後、国は官デ法第8条の規定に基づき、平成29(2017)年5月に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築することを明示しました。

現在は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月閣議決定、令和2年7月一部変更)へと改称し、同計画に基づきPDCAサイクルを回しながら施策を推進しています。

さらに、官デ法に掲げるオンライン化原則を推進するため、令和元(2019)年5月には、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「デジタル手続法」という。)が公布されました。

【図2 国におけるIT戦略の歩み】



※ 内閣法等の一部を改正する法律(平成25年法律第22号)

(出典) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「IT新戦略の概要」

## (2) 官デ法による市町村官民データ活用推進計画の策定

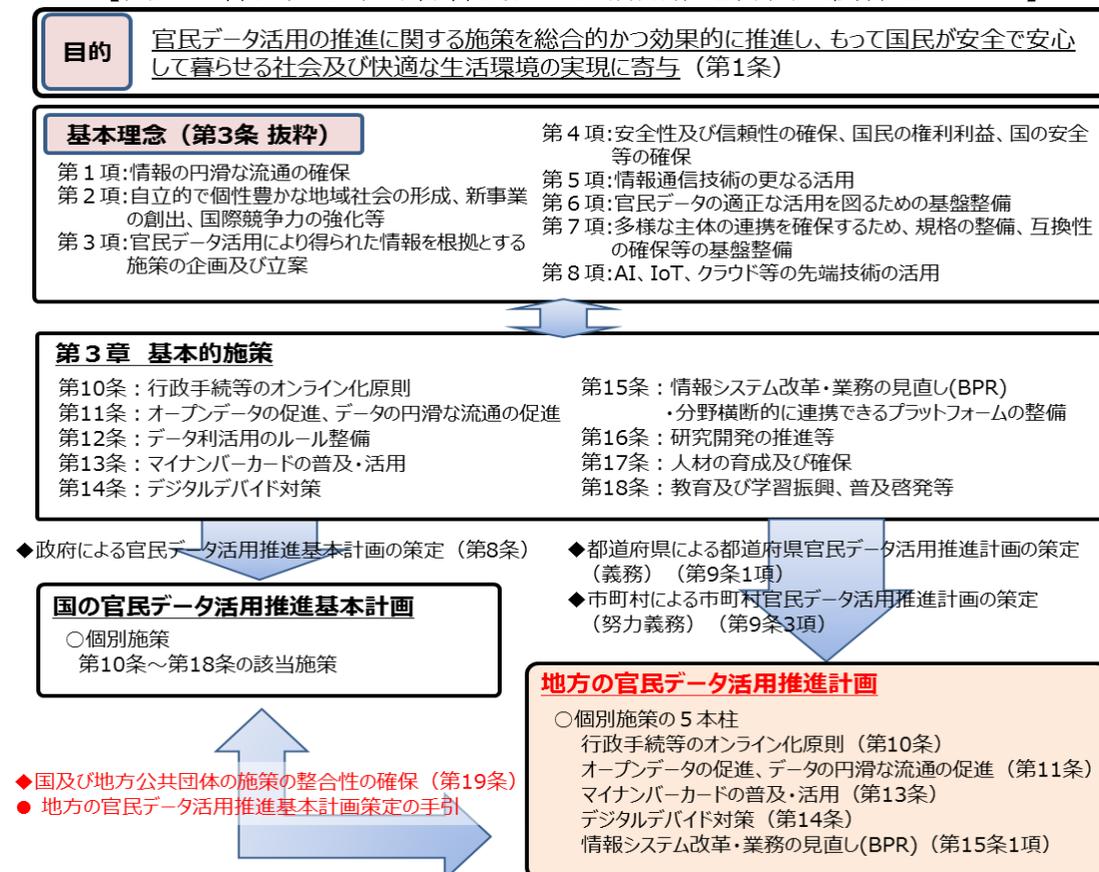
官デ法では、図3にある第1条の目的に沿って、図4のとおり大きく8つの基本理念が掲げられており、その実現に向けて、国は、官民データ活用推進基本計画を策定する必要があると定められています。

一方、地方自治体において官民データ活用推進計画の策定は、地方の特性や実情に合わせて、努力義務とされていますが、策定にあたっては、自治体の実情に応じて、①手続きにおける情報通信技術の利用等、②官民データの容易な利用等、③個人番号カードの普及及び活用、④利用の機会等の格差の是正、⑤情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等、の5つの柱を基本的な方針として適宜掲載するよう要請されています。

【図3 官民データ活用推進基本法第1条に掲げる目的】

この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

【図4 官デ法と市町村官民データ活用推進計画の関係イメージ】



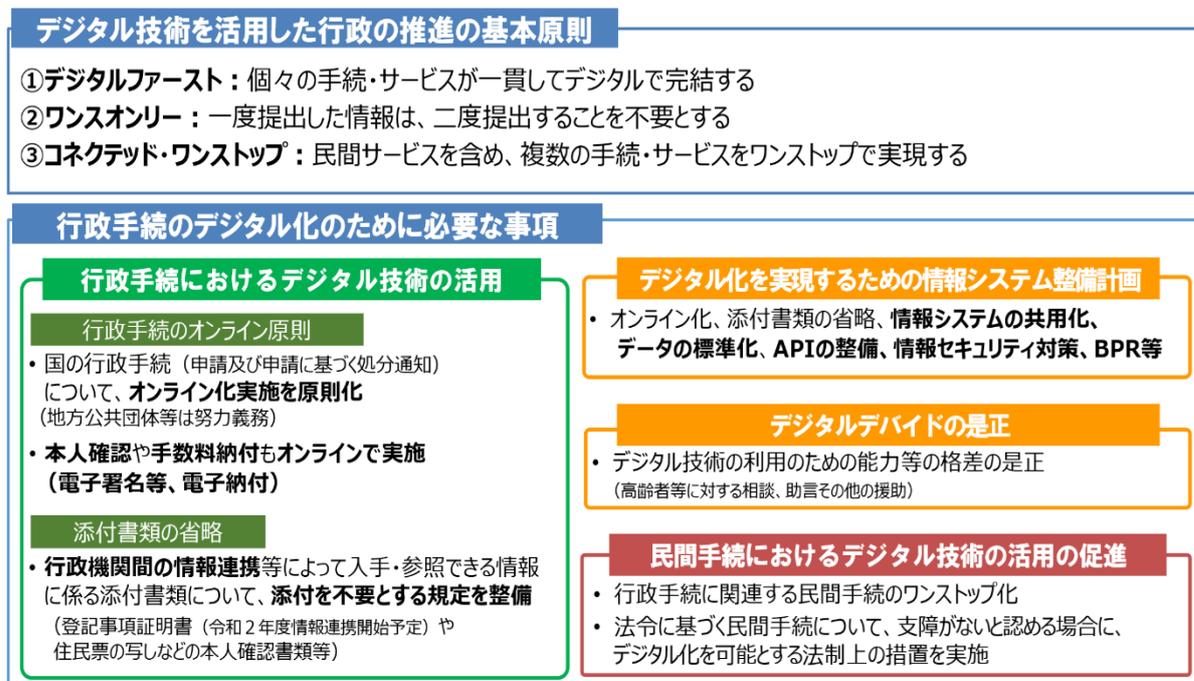
（出典）官民データ活用推進基本計画実行委員会・地方の官民データ活用推進計画に関する委員会「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」

### (3) デジタル手続法によるデジタル化の推進

官デ法の成立及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の策定に伴い、デジタル・ガバメント分野における取組として、平成29(2017)年5月には「デジタル・ガバメント推進方針」が策定されました。この方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現をめざすこととされており、その方向性を具体化し、実行するため、平成30(2018)年1月には、「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されています。

その後、令和元(2019)年5月に公布されたデジタル手続法では、デジタル技術を活用し、行政手続き等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、図5に記載のある、行政のデジタル化に関する基本原則や、行政手続きの原則オンライン化のために必要な事項が定められています。

【図5 デジタル手続法における基本原則及び必要な事項】



（出典）内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「デジタル手続法の概要」

### (4) 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」

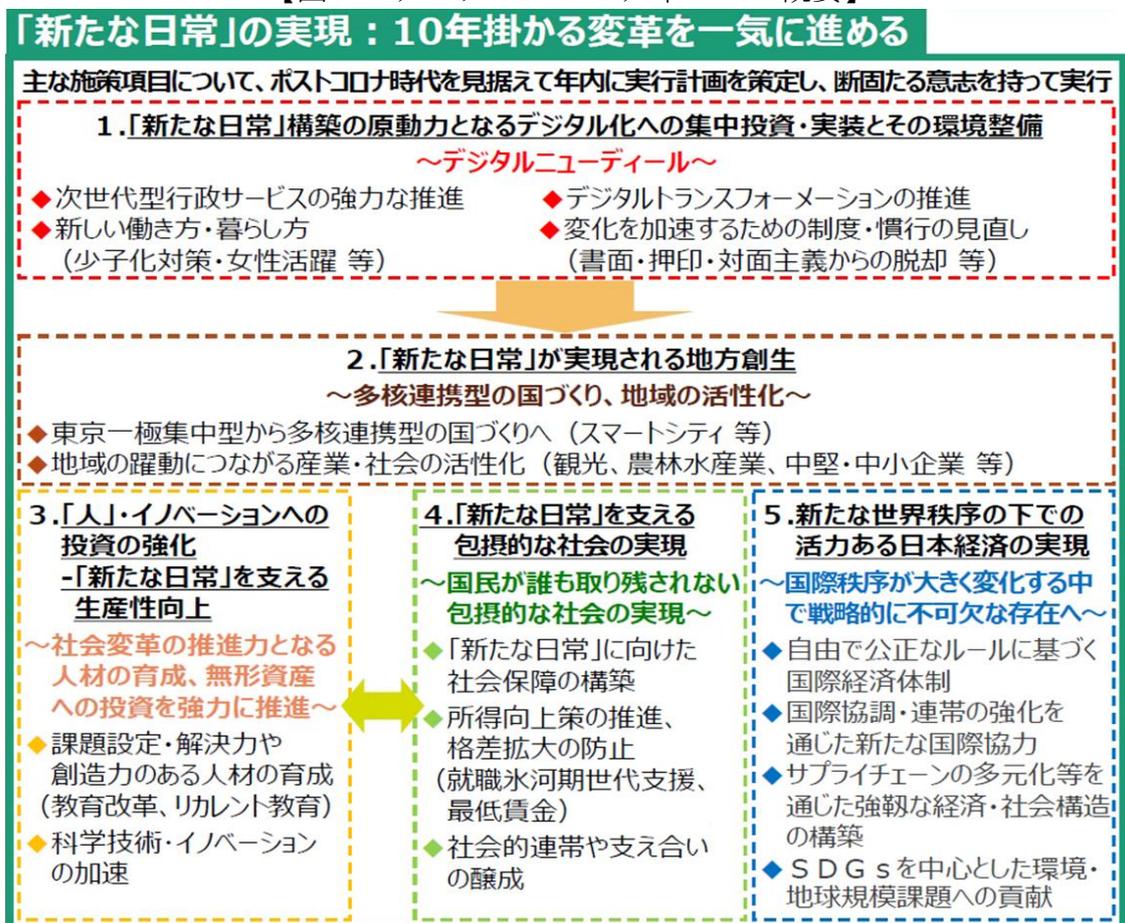
国は、令和2(2020)年7月17日に「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(以下「骨太方針 2020」という。)を、経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定しました。この方針の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった課題や、with コロナの対応、「新たな日常」の実現などであり、新型コロナウイルス感染症による影響を受けています。

行政分野においては、「Society5.0」の実装及び活用が進んでいないことにより、先行取組を行っている諸外国に比べて遅れをとっているため、「制度や政策の在り方や行政を含む組織の在り方なども併せて変革していく、社会全体のDX<sup>3</sup>の推進に一刻の猶予もない」と述べられており、行政手続きのオンライン化等の取組を加速していくこととなりました。

併せて、テレワーク<sup>4</sup>の促進やワーク・ライフ・バランスの実現など新しい働き方や暮らしの改革を、少子化対策や女性活躍の拡大と連携して推進していくと同時に、変化を加速するための制度・慣行の見直しを、規制改革等を通じて推進していくこととされています。

国はこの一連の動きを、図6にあるように「デジタルニューディール」と称し、デジタル化への集中投資・実装と環境整備を行うことで、「新たな日常」の実現を進めていくこととしています。

【図6 デジタルニューディールの概要】



（出典）内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2020 概要」

<sup>3</sup> デジタルトランスフォーメーション(DX)：スウェーデンにあるウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が平成16(2004)年に提唱した「デジタル技術が全ての人々の生活を、あらゆる面でより良い方向に変化させる」というコンセプト。平成30(2018)年12月には、経済産業省において、「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」が策定されている。なお、行政におけるデジタルトランスフォーメーションの例としては、経済産業省が実施した「補助金申請の電子化」や福島県会津若松市が市政情報のパーソナル化・最適化のために実施した「会津若松+」等がある。

<sup>4</sup> テレワーク：「tele」（離れた所）と「work」（働く）を組み合わせた造語であり、ICTを活用し、時間や場所等の制約を受けず、柔軟に働く勤務形態のこと。

## (5) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の策定

国は、骨太方針 2020 において策定するとした、地方自治体の ICT 化を抜本的に進める計画を、令和 2 (2020)年 12 月 25 日に「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(以下「自治体 DX 推進計画」という。)として策定しました。これは、同日に閣議決定された改定後の「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体に取り組むべき事項と内容を具体化するとともに、国の支援策などを取りまとめたものであり、令和 8 (2026)年 3 月までを対象期間としているものです。

この計画においては、①自治体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、③自治体の行政手続のオンライン化、④自治体の AI・RPA の利用推進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底、の 6 つを自治体に取り組むべき「重点取組事項」として示しており、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくこととしています。

なお、令和 3 (2021)年夏頃には、業務改善を含めた標準化等の進め方を示す「(仮称)自治体 DX 推進手順書」も策定することになっています。

【図 7 自治体 DX 推進計画における重点取組事項と国の主な支援策等】

重点取組事項	国の主な支援策等
<b>① 自治体の情報システムの標準化・共通化</b> 目標時期を令和 7 年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系 17 業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成</li> <li>法律案を令和 3 (2021)年通常国会に提出</li> <li>国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築</li> <li>クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援</li> </ul>
<b>② マイナンバーカードの普及促進</b> 令和 4 年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることをめざし、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援</li> <li>出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制の更なる充実に対する支援を実施</li> </ul>
<b>③ 自治体の行政手続のオンライン化</b> 令和 4 年度末をめざして、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルに自治体との接続機能等を実装</li> <li>マイナポータルの UI<sup>5</sup>・UX<sup>6</sup>改善</li> <li>子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムとの接続を支援</li> </ul>
<b>④ 自治体の AI・RPA の利用推進</b> ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA 導入ガイドブックを参考に、AI や RPA の導入・活用を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI・RPA 導入ガイドブックの策定</li> <li>AI・RPA 等の ICT を活用した業務プロセスの標準モデルを構築</li> <li>デジタル人材の確保・育成</li> </ul>
<b>⑤ テレワークの推進</b> テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進 ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの改定</li> <li>LGWAN-ASP によるテレワーク環境の提供</li> <li>テレワーク導入事例等の提供</li> </ul>
<b>⑥ セキュリティ対策の徹底</b> 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティポリシーガイドラインの改定</li> <li>「三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討</li> <li>次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を支援</li> </ul>

(出典)総務省「自治体 DX 推進計画概要」を基に板橋区作成

<sup>5</sup> UI(User Interface)：コンピュータのシステムやプログラムと人間との間で情報をやり取りするための方法・操作・表示等といった仕組みの総称。

<sup>6</sup> UX(User Experience)：製品やサービスの利用を通じて得られる体験の総称。

### 3 Society5.0のSDGs<sup>7</sup>への貢献

国は、今後めざしていく未来の社会像として「Society5.0」を掲げています。

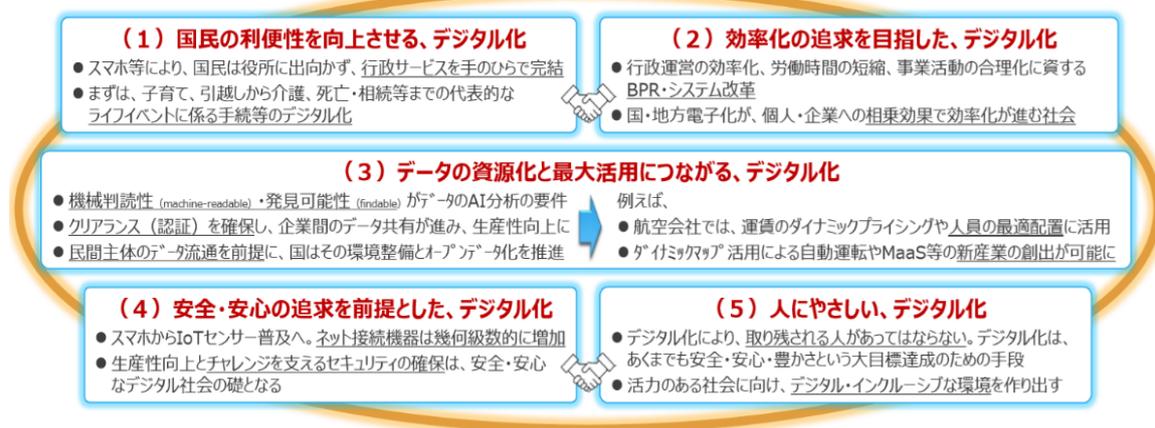
この社会は、狩猟社会(Society1.0)・農耕社会(Society2.0)・工業社会(Society3.0)・情報社会(Society4.0)の次に到来するものとされており、サイバー空間<sup>8</sup>と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことを指します。

Society5.0は、国の「第5期科学技術基本計画」において提唱されたものであり、その実現には、デジタル化が必須となりますが、国は、Society5.0時代にふさわしいデジタル化の条件として、図8のとおり、①国民の利便性を向上させる、デジタル化、②効率化の追求を目指した、デジタル化、③データの資源化と最大活用につながる、デジタル化、④安全・安心の追求を前提とした、デジタル化、⑤人にやさしい、デジタル化の5つを掲げています。

Society5.0が実現すると、IoT<sup>9</sup>で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるため、新たな価値を生み出し、課題や困難を解決し克服することができます。また、AI<sup>10</sup>の普及により、業務の効率化や新たな商品・ビジネスモデルの開発等につながります。さらにロボットや自動走行技術により、これまで人の力に頼っていたものが自動化されるため、少子高齢化や過疎化、貧富の格差など複数の課題の同時解決につながります。

このように Society5.0 を通じて、社会の複数の課題を同時に解決することができれば、持続可能な社会を形成することができ、ひいては、国連が掲げる SDGs にも貢献することが期待できます。

【図8 Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件】



(出典) 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「IT 新戦略の概要」

<sup>7</sup> SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) : 平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された 2030 年を年限とする国際目標。

<sup>8</sup> サイバー空間 : ネットワーク等の中に広がる、多数の人が自由に情報の提供・取得等を行える仮想的な空間。

<sup>9</sup> IoT (Internet of Things、モノのインターネット) : 自動車、家電、ロボット、施設等のあらゆるものがインターネットにつながり、情報をやり取りすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が発展し、新たな付加価値を生み出すもの。

<sup>10</sup> AI (Artificial Intelligence、人工知能) : 人間が行う「知的ふるまい」の一部を、コンピュータプログラムを用いて人工的に再現したもの。

#### 4 新たな自治体情報セキュリティ対策

地方公共団体におけるセキュリティ対策については、平成 27(2015)年に発生した、日本年金機構の情報漏洩事案に端を発し、①マイナンバー利用事務系の分離、②LGWAN 接続系とインターネット接続系の分離、③自治体情報セキュリティクラウドの構築、を行うという、いわゆる「三層の対策」により、抜本的な強化が行われました。これにより、現在、情報セキュリティにおけるインシデント数は大幅に減少しており、短期間でセキュリティ対策の抜本的な強化が図られたといえます。

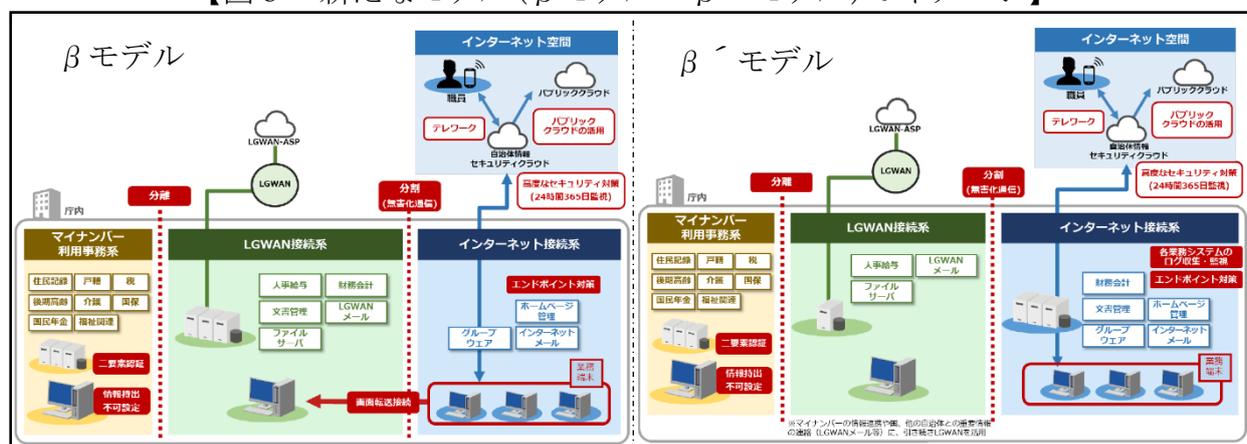
一方で、作業の煩雑さを指摘する声や、国の方針である「クラウド・バイ・デフォルト原則」との整合性、行政手続きのオンライン化や、新型コロナウイルス感染症・働き方改革により求められているテレワークの実現、サイバー攻撃の増加への対応といった新たな時代の要請が日々増えてきている状況となっています。

こうした状況を踏まえ、国は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」を立ち上げ、新たな時代の要請を踏まえ効率性や利便性を向上させた新たな自治体情報セキュリティ対策について検討を行い、令和 2 (2020)年 5 月に「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて」が取りまとめられました。

その結果、マイナンバー利用事務系の分離に関しては、従来どおり、LGWAN 接続系及びインターネット接続系からの分離は維持しつつ、十分にセキュリティが確保されていると国が認めた特定通信に限り、インターネット経由の電子的移送を可能とし、ユーザビリティの向上や行政手続きのオンライン化に対応することとなりました。また、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割に関しては、従来の「三層の分離」の基本的な枠組みを維持しつつ、インターネット接続系に業務端末やシステムを配置した「新たなモデル(β モデル)」が図 9 のとおり提示され、人的セキュリティ対策の実施を条件としつつも、新たな分離形態の採用が可能となりました。

加えて、本見直しにより改定された「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、β モデルに加え、入札情報や職員情報等の重要な情報資産をインターネット接続系に配置する β<sup>+</sup>モデルも示され、計 3 つのモデルが採用可能となりました。

【図 9 新たなモデル(βモデル・β<sup>+</sup>モデル)のイメージ】



(出典)総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」

## 5 東京都の動き

東京都では、都における ICT の利活用の今後の展開を示すため、平成 29(2017)年 12 月に、「東京都 ICT 戦略」を策定しました。この戦略では、基本的な考え方として、図 10 のとおり、①都市機能を高めるに当たって、ICT を活用する、②データを活用する、③ICT を活用し、官民連携で行政課題を解決する仕組みを構築する、④民間における ICT 活用を後押しし、生産性向上・新価値創造を図り、東京・日本の成長につなげる、の 4 つの柱を掲げており、ICT を活用した東京の 5 年後の姿と施策展開を示しています。

【図 10 「東京都 ICT 戦略」の 4 つの柱】

柱 1 都市機能を高めるに当たって、ICT を活用する
柱 2 データを活用する
柱 3 ICT を活用し、官民連携で行政課題を解決する仕組みを構築する
柱 4 民間における ICT 活用を後押しし、生産性向上・新価値創造を図り、東京・日本の成長につなげる

これ以外にも、東京都では、ICT の分野に力を注いでおり、令和元(2019)年 8 月には、「TOKYO Data Highway 基本戦略」が策定され、世界最速のモバイルインターネット網の建設に着手し、5G<sup>11</sup>ネットワークを早期に構築する旨の内容が発表されました。

また、同年 9 月には、Society5.0 施策の推進や 5G 施策の推進等を担任事項とする、新たな副知事が就任しています。この結果、令和 2(2020)年 2 月には「スマート東京実施戦略～東京版 Society5.0 の実現に向けて～」が策定され、図 11 のとおり、スマート東京の実現に向けて、①「電波の道」で「つながる東京」、②公共施設や都民サービスのデジタルシフト、③都庁のデジタルシフト、の 3 つの柱を立てて取組を具現化・加速化させています。

【図 11 スマート東京実施戦略の 3 つの柱】

1 「電波の道」で「つながる東京」
2 公共施設や都民サービスのデジタルシフト
3 都庁のデジタルシフト

<sup>11</sup> 5G：第 5 世代移動通信システムのこと。現在の 4G よりも高速な通信速度を有し、それに加え「多数同時接続」、「超低遅延」といった特徴を有している。

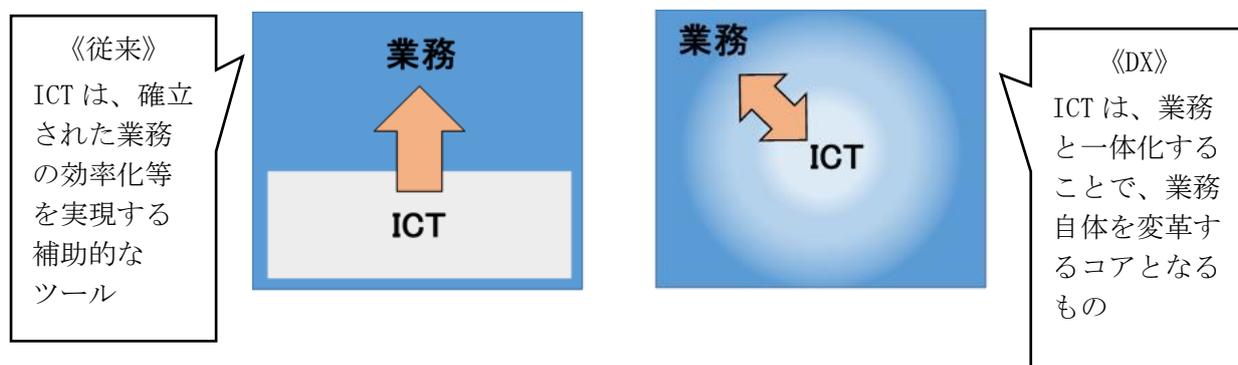
## 6 計画の目的

今回策定する「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」(以下「計画」という。)は、「ICT 計画 2020」や、それ以前の計画において構築してきた成果を基盤にしつつ、新たな時代の要請に対応し、次世代の区政を支える計画です。

そのため、本計画を推進するにあたっては、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の概念を取り入れ、図 12 のとおり、ICT を業務における補助的なツールとするのではなく、業務自体を良い方向に変化させる業務のコアとなるものと捉え、ICT をさらに推進し、積極的なデジタル化を進めることで、業務の効率化や区民サービスの向上につなげていきます。

また、国や東京都の動向や、時代の要請を踏まえつつ、区における ICT を活用した施策展開のビジョンを示し、区民及び区が ICT の利便性を享受できるような環境を構築していきます。

【図 12 デジタルトランスフォーメーションにおける ICT の位置付け】



(出典)総務省「令和元年度情報化通信白書」を改変

## 7 計画の構成及び期間

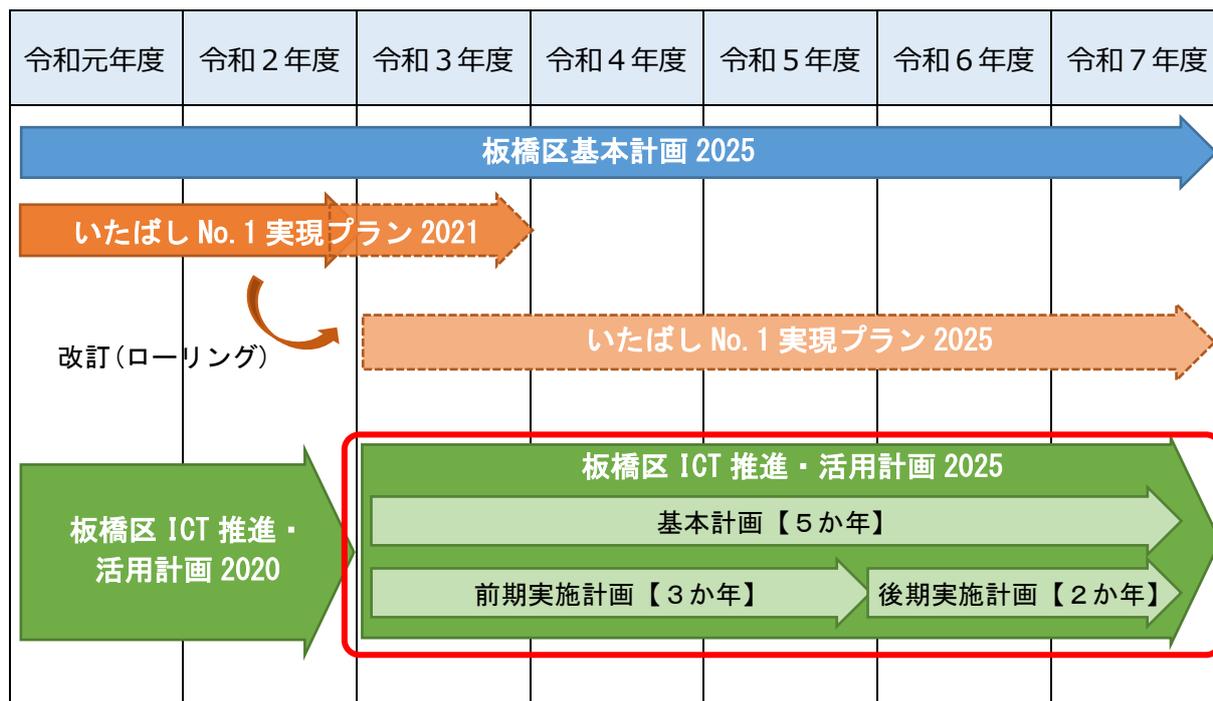
急速な進化を遂げている ICT を取り巻く環境に鑑み、本計画は、図 13 のとおり、「基本計画」と「実施計画」からなる二層構造とします。

基本計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年とし、令和 7 年度末までに実現すべき区の将来の姿を示すとともに、実現するための根幹となるビジョンを提示します。

実施計画は、基本計画の内容を実現するための各種施策を包括的に示すものとなります。前期は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年、後期は令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 か年で推進していきます。なお、令和 2 年度の計画策定段階においては、後期実施計画の策定は行わず、令和 5 年度に行います。

また、今後、ICT を取り巻く技術革新等が進み、区政や区民の生活環境に大きな影響を与えていく可能性もあります。そのような変化に対して、区としても柔軟かつ適切に ICT の活用を推進していくため、後期実施計画を策定する際の見直しのみでなく、必要に応じて随時、計画の見直しを図っていきます。

【図 13 本計画の計画期間と、関連する各種計画の計画期間】



## 8 計画の位置付け

区では、平成28年度から概ね10年後を想定した「板橋区基本構想」（平成27年10月策定、以下「基本構想」という。）を策定しており、基本構想を実現するための方策の中に、「ICT化と情報公開による業務革新と区民参加を推進するなど経営の質の向上を図るとともに、個人や地域、事業者、関係機関などが協働して地域課題を自ら積極的に解決していける持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。」と記載されています。

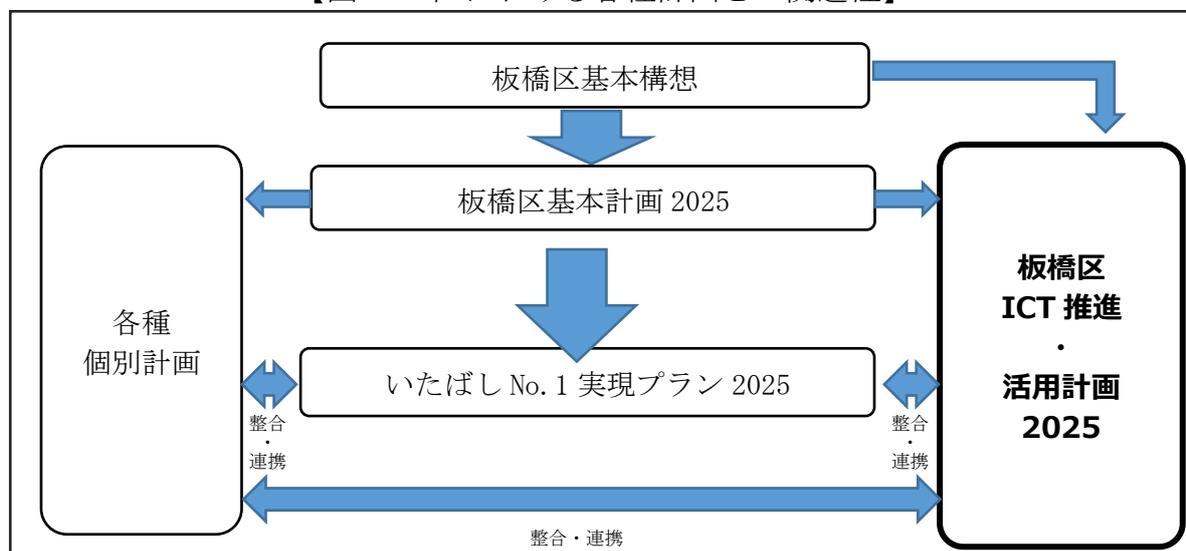
また、基本構想を基に策定された「板橋区基本計画2025」（平成28年1月策定、以下「基本計画2025」という。）の中では、第4章「計画を推進する区政経営」における基本方針の一部として、「…ICT資産の活用や区政情報のオープンデータ化の推進、民間の優れた手法や活力を積極的に活用するなど適切な手法によって、区民サービスの向上を図り、質の高い行政サービスを安定的に提供していきます。」と掲げられています。

さらに、基本計画2025の後半5年間におけるアクションプログラムである「いたばしNo.1実現プラン2025」（令和3年1月策定、以下「No1プラン2025」という。）では、重点戦略の一つとして「デジタルトランスフォーメーション(DX)戦略」を掲げており、ポストコロナ時代に向けた変化を変革の好機と捉え、デジタルトランスフォーメーションを推進することによって区民サービスの質を高めていくこととしています。

本計画は、それらの内容を踏まえた、区全体におけるICTの推進と活用を実施していくための個別計画として策定します。併せて、官デ法第9条第3項に策定が努力義務と規定されている「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。策定にあたっては、基本構想や基本計画2025、No1プラン2025及び各種個別計画と整合・連携を図りつつ、国や都などの計画等とも整合を図っていきます。

なお、教育のICTに関する部分については、「いたばし学び支援プラン2021」及びそれに関連する計画にて、進捗管理を行っていきます。

【図14 区における各種計画との関連性】



## 9 前計画の評価と課題

前計画である ICT 計画 2020 は、「ICT 環境の整備にとどまらず、ICT の更なる利活用を促進することにより、区民生活の利便性や安全性、庁内横断的な事務の効率化や知的生産性の向上に資することをめざします」という基本方針の下、各種取組を進めてきました。

ICT 計画 2020 では、①開かれた区政の実現、②区民サービスの向上、③情報セキュリティの強化、④安心・安全の向上、⑤行政事務の効率化、の5つの基本目標及び「計画に関する進捗管理」を定め、体系化し、計 41 の推進施策を進捗管理してきました。

令和 2 (2020)年 7 月から 8 月にかけて実施した、ICT 計画 2020 の令和 2 年度末見込み評価調査においては、図 15 のとおりの結果となりました。

【図 15 ICT 計画 2020 令和 2 年度末見込み評価調査における各推進施策の方向性】

基本目標		完了	順調	概ね順調	未達成
①開かれた区政の実現	4 施策	0 施策	4 施策	0 施策	0 施策
②区民サービスの向上	13 施策	2 施策	6 施策	5 施策	0 施策
③情報セキュリティの強化	3 施策	0 施策	2 施策	1 施策	0 施策
④安心・安全の向上	4 施策	2 施策	2 施策	0 施策	0 施策
⑤行政事務の効率化	15 施策	3 施策	11 施策	0 施策	1 施策
計画に関する進捗管理	2 施策	0 施策	1 施策	1 施策	0 施策

この結果を考察すると、①開かれた区政の実現、②区民サービスの向上、③情報セキュリティの強化、④安心・安全の向上、「計画に関する進捗管理」の5つについては、「未達成」がありません。したがって、ICT 計画 2020 の計画期間である平成 28 年度から令和 2 年度において、各推進施策が一定の効果を発揮し、計画で掲げた基本目標の達成に寄与したと考えられます。

一方で、⑤行政事務の効率化については、「No32 ICT 活用に関する他機関との連携強化」の1施策について「未達成」という評価となりました。この施策に含まれるスマートシティを推進していくためには ICT の活用が不可欠となりますので、本計画においても引き続き施策として位置付け、「板橋区スマートシティ推進方針」(平成 29 年 3 月策定)に沿って、持続可能なまちづくりをめざしていきます。

なお、「完了」「順調」「概ね順調」のいずれかの評価となった推進施策についても、デジタルトランスフォーメーションを進めていくためには、継続若しくは拡大が必要な施策もあります。そのため、各施策の現状を踏まえ、整理を行いながら、本計画においても継承していきます。

## 第2章



### 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」 基本計画

## 第2章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」基本計画

### 1 基本計画の位置付け

「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」の基本計画は、目まぐるしく変化している ICT を取り巻く環境や、自然災害・感染症等における新たな取組等、現在の実情を俯瞰した上で、5年後の区における2つの ICT 活用ビジョンを示します。このビジョンを踏まえ、後述する実施計画において基本方針を設定し、体系的な施策展開を行っていくことで、本計画の目的であるデジタルトランスフォーメーションを実現していきます。

#### ビジョン①

**ICT を活用した官民の連携強化や、業務の効率化をめざします**

ICT は、様々な企業や官公庁、個人などが保有している各種データや、世の中にあるビッグデータ<sup>12</sup>等を分析し、活用することにより、新たな価値を生み出します。そして、生み出された新たな価値を区の業務等に付与することができれば、区民サービスの向上につながり、今後の区政に大きなプラスの影響を与えることができます。

また、ICT をさらに活用することで、従来の業務をより効率化することが期待されます。今後より加速する少子高齢化や、いつ起きるか予測が難しい災害や感染症等によって、現在の人数よりも少ない職員で、効率的に区の業務を進めていかなければなりません。業務の効率化は、単純に職員の負担を減らすということではなく、効率化した結果生み出された時間を新たな政策立案や人的サービス等に振り向けることができます。

しかし、ICT を導入するためには、知識やデータ量、専門的な人材等の不足により、区だけの力では限界があります。そのため、今後は、官である区と、民である大学等の研究機関や民間企業との連携を強化しながら、業務の効率化等に向けた ICT の更なる活用を研究し、導入を進めていきます。併せて、シビックテック<sup>13</sup>の活動も意識し、区民とともに区政の課題を解決する取組を検討し、推進していきます。

<sup>12</sup> ビッグデータ：従来のシステムでは、記録や保管、解析といった作業が難しい巨大なデータ群のこと。

<sup>13</sup> シビックテック：市(区)民が ICT 等のテクノロジーを活用して地域が抱える課題を解決しようとする取組や考え方のこと。

## ビジョン②

## ICT を活用し、更なる区民サービスの向上を図ります

近年、ICT は急速かつ大規模に普及し、今や私たちの暮らしに欠かせないものとなっています。特にインターネットの普及は、自由に多種多様な情報を入手・共有・発信することが可能になり、ICT の発展と普及に大きく関係しています。

区でも、ICT は重要な要素の一つとしてとらえており、各種業務システムの稼働や、スマートフォン用アプリの提供など、政策分野を越えて横断的に業務を支え、区民サービスの向上につなげてきました。

また、電子申請やオンライン決済等は、私達の生活に定着しつつありますが、区の手続きにおけるこれらのサービスの利用は、十分に進んでいないのが現状です。

そのため、区民が ICT を活用したサービスの向上を実感できるよう、区としては、これまでの手続きのあり方を今一度見直し、民間で定着しているサービスを、区の業務において適用できるか検討し、区民と区双方が使いやすく分かりやすいサービスを意識するサービスデザインの考え方を取り入れながら、実装していきます。

加えて、AI やドローン<sup>14</sup>・ロボット、IoT 等の民間企業等で積極的に採用されている最新技術を、区の業務にも導入できるか検討することが大切となります。そのため、区としては最新技術の研究を行い、可能なものから費用対効果を見極めて、積極的な導入を進めていきます。また、導入後も常に PDCA サイクルを意識して、区民サービスの向上につながる施策を進めていきます。

【図 16 デジタルトランスフォーメーション実現後のイメージ】



(出典)内閣官房「ニューノーマル時代の IT の活用に関する懇談会 最終報告書」

<sup>14</sup> ドローン：乗務員を乗せず、遠隔操作や自律制御によって飛行する無人航空機のこと。

## 2 推進体制

本計画は、以下の推進体制の下、組織的・全庁的に推進し、デジタルトランスフォーメーションを実現していきます。なお、推進にあたっては、アドバイザー等の外部人材からの意見を踏まえながら、進めていきます。

### (1) ICT推進・活用本部

情報化施策の総合調整・地域における情報化の推進・計画に係る意思決定、施策の調整を行います。また、計画の進捗状況や国・他団体の情報化施策の報告を受け、共有します。本部長は区長とします。

### (2) 情報統括責任者（CIO）

ICT推進・活用本部における所掌事務を統括し、本部長を補佐します。CIOは副区長とします。

### (3) 最高情報セキュリティ責任者（CISO）

区における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有します。CISOも副区長が兼務します。

### (4) CIO補佐官、CISO補佐官

CIO、CISOの業務を補佐します。CIO、CISOが政策経営部長を指名し、その職務を代理させることができます。

### (5) 各種部会

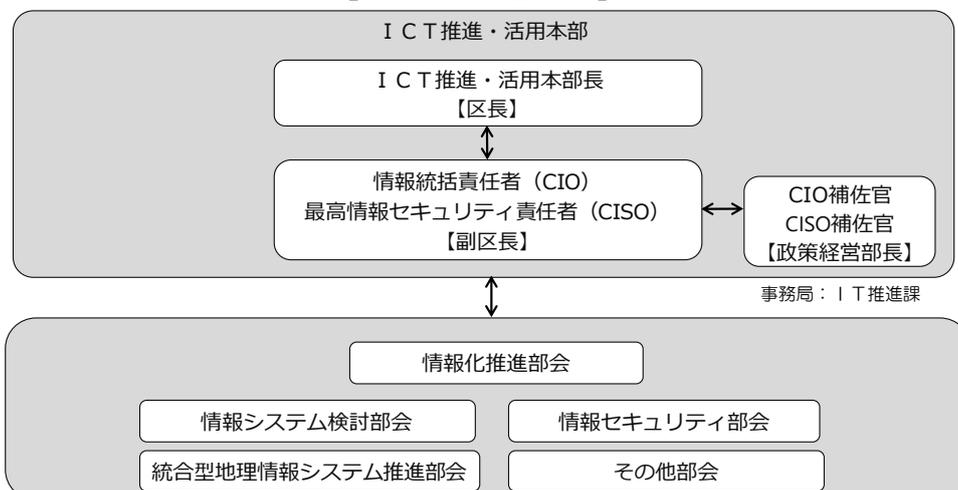
ICT推進・活用本部の指定する事項を調査・検討するとともに、事務を補佐します。また、庁内システム構築（再構築を含む）の際等、必要に応じて部会を設置します。情報化推進部会、情報システム検討部会、情報セキュリティ部会、統合型地理情報システム推進部会等があります。なお、デジタルトランスフォーメーションは、情報化推進部会内にて推進していきます。

### (6) 事務局（IT推進課）

本部及びCIO・CISOの庶務は、政策経営部IT推進課において処理します。

また、各部会の庶務は、部会の主たる調査・検討事項を所掌する課において処理します。

【図 17 推進体制】



## 第3章



### 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」 前期実施計画

### 第3章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」前期実施計画

#### 1 前期実施計画について

前期実施計画は、基本計画で掲げる2つのビジョンを基に、4つの基本方針を掲げ、それぞれに令和3年度から令和5年度までの間で実施すべき施策を示すことで、基本計画の前期3年を着実に推進していきます。

#### 基本方針 I 「業務の改善・効率化」

生産年齢人口の減少が見込まれる中、ICTを活用した施策を展開し、業務の効率化や働き方改革を行っていきます

##### (1) 新たな技術の導入及び各種システム等の標準化

近年、我が国においては、出生数が団塊ジュニア世代<sup>15</sup>の半分以下にとどまっている状況であり、これからは労働力の絶対量が確実に減少していきます。

区でも、平成31(2019)年1月に策定した「板橋区人口ビジョン(2020年～2045年)」では、図18のとおり、生産年齢人口である15歳から64歳までの人口は、令和7(2025)年をピークに減少していく見通しであり、楽観視できない状況にあります。

このような状況の中、自治体戦略2040構想研究会<sup>16</sup>が平成30(2018)年7月に発出した報告では、「半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体」になるような仕組みを構築する必要があるとされ、そのためには、①AIやロボティクス等の技術を使いこなす、②各種事務や申請書、情報システム等の標準化・共通化、についての検討が必要とされています。

区では、これまでもAIやRPA<sup>17</sup>の導入等により業務の効率化を進めてきました。今後は、これまで導入したAIやRPA等をさらに有効活用し、積極的な施策展開を進めることで、定例的・定型的な作業を減らし、更なる業務の効率化を図っていきます。さらに、一部の先行自治体において導入されているAI-OCR<sup>18</sup>やチャットボット<sup>19</sup>、ドローン等の新たな技術についても、費用対効果を見極めながら、積極的な導入を進めていきます。また、「板橋区スマートシティ推進方針」に則りスマートシティを実現するためには、ICTは欠かせないものです。民間事業者等と連携し、これまでになかった新たな技術の導入等も検討していきます。

<sup>15</sup> 団塊ジュニア世代：日本で昭和46(1971)年から昭和49(1974)年に生まれた世代のことであり、年間出生数は200～210万人。なお、平成30(2018)年の出生数は92万人。

<sup>16</sup> 自治体戦略2040構想研究会：今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的とした、総務大臣主催の研究会。

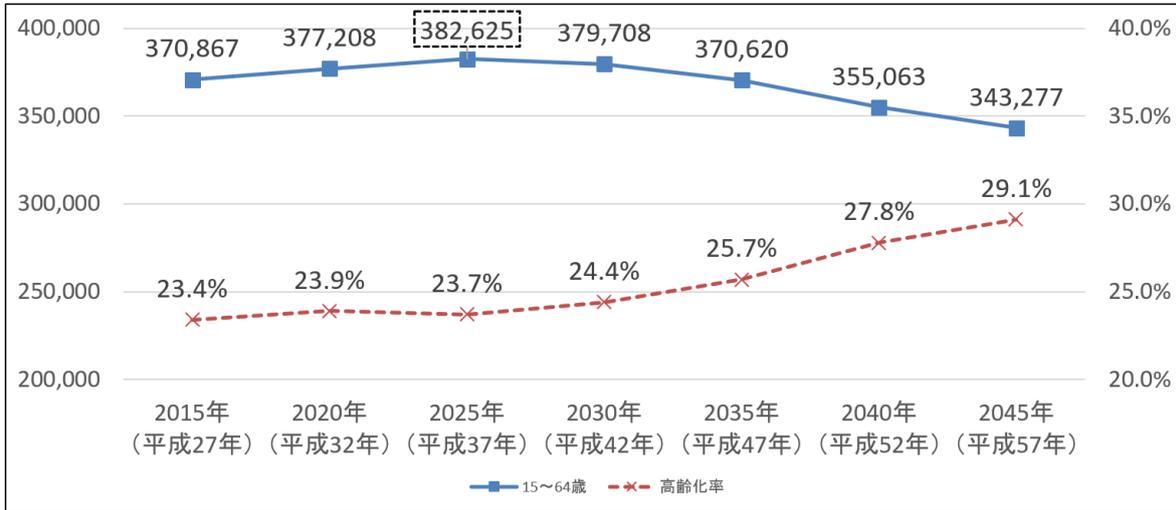
<sup>17</sup> RPA(Robotic Process Automation)：パソコンでのデータ入力や転記作業等の定型作業を、自動で処理させるソフトウェアのこと。

<sup>18</sup> AI-OCR：手書き書類等を読み取りデータ化するOCR(光学文字認識機能)に、AIの技術を活用したもの。

<sup>19</sup> チャットボット：人工知能を活用した自動会話プログラム。

加えて、各種事務やそれに伴うシステム等の処理や運用方法については、全自治体共通の基準等が無いため、独自の改修等を繰り返すこととなり、経費がかさんでいます。そのため、今後は、各種事務やシステム等の棚卸作業を行った上で、他自治体と足並みを揃えつつ、自治体クラウド<sup>20</sup>の導入や各種システムの標準化・共通化に向けた取組を進めていきます。

【図 18 区における生産年齢人口と高齢化率の推移】



(出典) 「板橋区人口ビジョン(2020年～2045年)」を抜粋

## (2) 業務継続性の確保及び新たな働き方の実現

近年は、地震や台風等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症等の発生により、区の業務継続性が問われる場面が増えています。特に新型コロナウイルス感染症では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第32条第1項に基づいた緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛や3密<sup>21</sup>回避の徹底等が求められました。このような状況の中、一部の民間企業や先行自治体等では、働き方改革の一環として従来から行われていたテレワークやWeb会議<sup>22</sup>により、業務の継続に高い効果を発揮しました。

一方、区においても、感染拡大のリスクを減らすための緊急対策として、在宅勤務を実施しましたが、テレワークに必要なネットワーク環境やシステムが導入されていないため、一部業務のみ実施が可能という状況でした。また、3密を防ぐために有効であるWeb会議についても、実施できる環境が限られており、会議の開催等に支障が出ました。

そのため、区においても、基礎的自治体としての役割をしっかりと果たすため、人と人との接触が制限されるような状況に陥っても業務が継続できるよう、テレワークやWeb会議等を促進する環境整備を行っていきます。

<sup>20</sup> 自治体クラウド：クラウドコンピューティング技術を活用し、複数の自治体でシステムを集約することで、経費削減及び職員の負担軽減を行うもの。削減された経費や負担等を他の業務に振り向けることで、質の高い住民サービスの提供が可能となる。

<sup>21</sup> 3密：「密閉」「密集」「密接」の3要素の総称。

<sup>22</sup> Web会議：離れた場所にいる相手とインターネット(Web)を介してリアルタイムで会議を開催すること。

## 基本方針Ⅱ「マイナンバーカードの普及・活用」

マイナンバーカードの普及啓発を進めていくとともに、カードの利活用施策を展開していきます

### (1) マイナンバー制度の目的

マイナンバー制度は、平成 27(2015)年 10 月 5 日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいた制度であり、社会保障・税・災害対策の分野で、個人の特定を確実にかつ迅速に行うことを目的としています。マイナンバー制度により全国民に付番された個人番号を利用することで、情報連携が可能となっており、これまで必要とされていた添付書類の省略等、国民の利便性向上と行政の効率化に寄与しています。

### (2) マイナンバー制度に係る基盤の整備

マイナンバー制度の開始に伴い、平成 28(2016)年 1 月からマイナンバーカードの交付を開始しました。マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるものであると同時に、様々な行政サービスを受けることができる大変有用なものであり、制度の基盤となるものです。しかし、全国におけるカードの交付率は 24.2%(令和 3(2021)年 1 月 1 日時点)であり、カードの普及が伸び悩んでいるのが現状です。区におけるマイナンバーカードの交付率は、図 19 のとおり、全国と比較すると高い数値となっておりますが、依然として低い水準にあることに変わりありません。マイナンバーカードの交付率向上に向けた取組は、これまでも進めてきていますが、今後は、より積極的な取組を進めていき、交付率を向上させていきます。

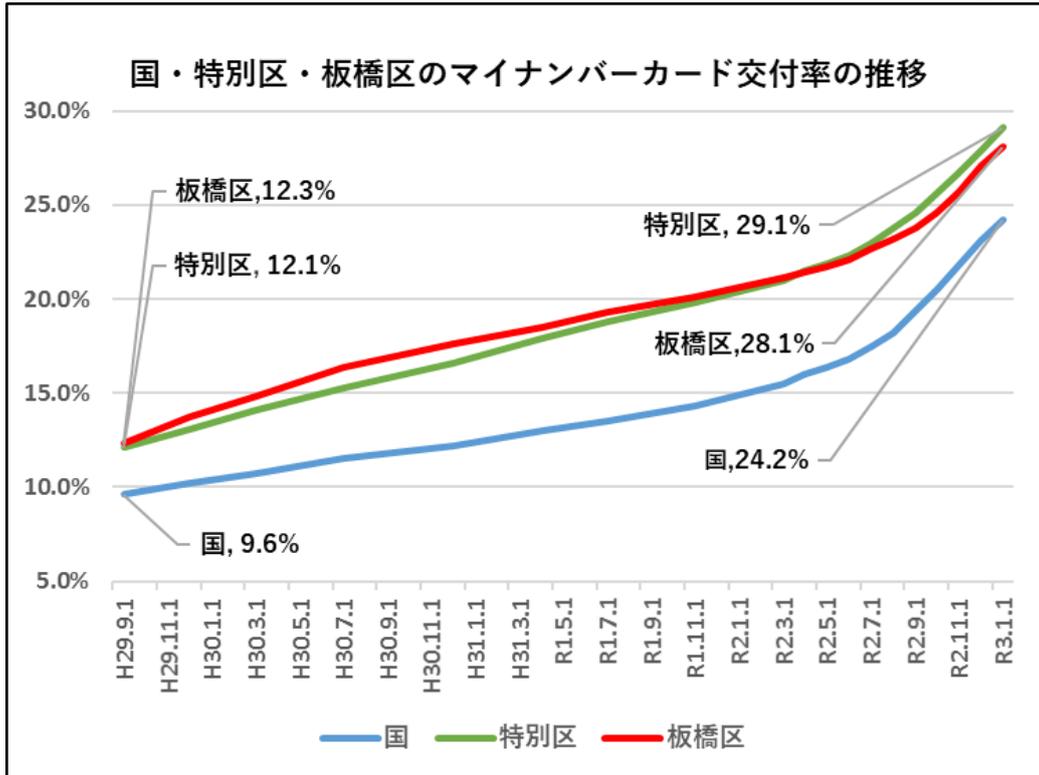
### (3) マイナンバー制度の利便性向上

マイナンバー制度がなかなか浸透しない理由の一つとして、区民が利便性を実感しにくいことが挙げられます。新型コロナウイルス感染症に端を発した、特別定額給付金<sup>23</sup>の申請に際しては、マイナンバーカードを利用した電子申請が行われましたが、申請方法が複雑であり、申請に戸惑う状況も発生しました。

マイナンバー制度やマイナンバーカードの利便性を訴求していくため、マイナンバーカードを用いた諸証明の交付推進や、マイナポータル<sup>24</sup>の充実を進めていきます。また、区民目線に立ちながら、図 20 にある国が展開する施策を区でも着実に進めていくと同時に、区独自の普及施策も検討し、費用対効果を踏まえて実施していきます。

<sup>23</sup> 特別定額給付金：新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、住民票のある方を対象に、一律 10 万円が支給された給付金。

【図 19 国・特別区・板橋区のマイナンバーカード交付率の推移】



(出典)総務省 HP のデータを基に板橋区作成

【図 20 国が想定するマイナンバー制度における今後の展開】

2020年	2021年	2022年以降
<p>マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて、令和2年12月に示された「33の課題を解決するための取組方針」に則り、できるものから実行。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナポータルなどのUX・UIの最適化</li> <li>・ 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討</li> <li>・ カードの発行、更新等が可能な場所の充実</li> <li>・ 各種免許・国家資格等との一体化</li> <li>・ カードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記の検討 等</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健診等情報のデータ提供開始</li> <li>・ 引っ越しOSS順次開始</li> <li>・ マイナポイントの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診データの閲覧開始</li> <li>・ 薬剤情報の閲覧開始</li> <li>・ 医療費情報の閲覧・提供開始</li> <li>・ マイナンバーカードにおける健康保険証利用開始</li> </ul>	

(出典)内閣官房作成資料を基に板橋区作成

## 基本方針Ⅲ「オンライン化の促進」

区民サービスの向上を図るため、各種手続きのオンライン化を進めていくと同時に、手続き自体のあり方を変革していきます

### (1) 背景

今や、民間企業だけでなく地方公共団体においても、オンラインでの手続きや申請が増えています。デジタル手続法による改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」では、第5条第4項の規定により、行政手続きのオンライン化に係る必要な措置を講ずることが努力義務として明記されました。また、「デジタル・ガバメント実行計画」においては、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントを推進するために国が取り組む地方公共団体の行政手続きのオンライン化の推進を図るための施策が取りまとめられているところです。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、オンライン申請は、人と人との接触を極力減らすことができる非常に効果的な手段の一つとして注目されています。

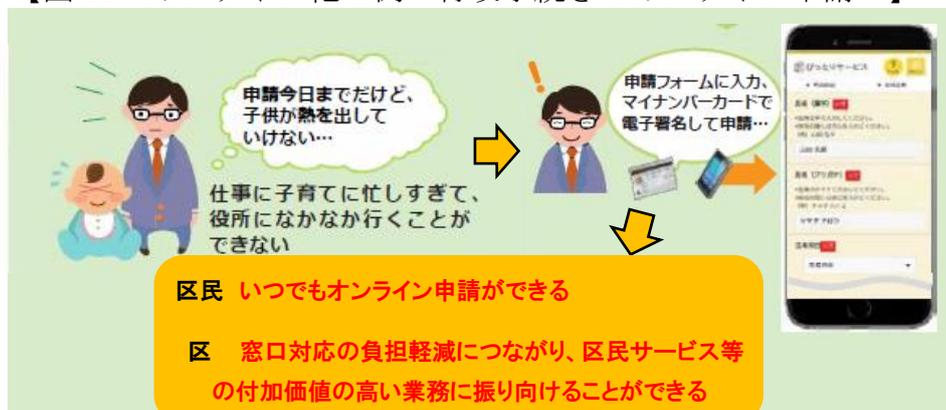
### (2) オンライン化に向けた取組

区では、既に各種電子申請サービスを実施しているところですが、本人確認や手数料等の納付、紙媒体での書類の添付等が、更なるオンライン化を進めるにあたっての課題となっています。

そのため、手続き自体を見直すと同時に、オンライン収納・キャッシュレス決済等の収納チャンネルの拡大等について検討することで、オンラインのみで完結できる手続きを増やし、図 21 にあるような効果を生み出していきます。

さらに、区の業務においても、オンラインでも業務ができるよう、テレワークや Web 会議等を利用できる環境の構築や、業務自体のあり方について見直しを図ります。

【図 21 オンライン化の例～行政手続きのオンライン申請～】



(出典)内閣府「子育てワンストップサービス(マイナポータルの「びったりサービス」)」を改変

## 基本方針Ⅳ「データの利活用」

区が持つ様々なデータを利活用できる環境をつくり、データを用いた様々な施策を展開していきます

### (1) データの重要性

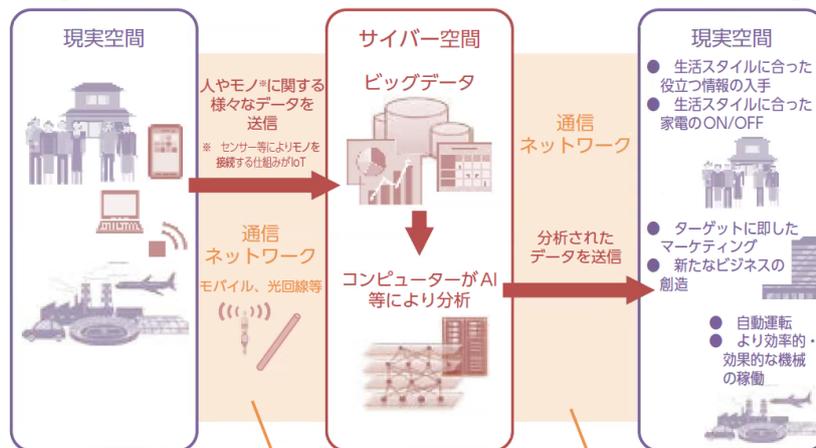
近年、IoT等の普及により、インターネットの利用が拡大し、様々なものがデジタル化されているのに合わせて、膨大なデータの生成や、収集、蓄積が進んでいます。データは「21世紀の石油」とも言われ、非常に価値が高いものとされていますが、収集、蓄積しているだけでは価値は低く、図22のとおり、複数のデータやビッグデータ等を掛け合わせて分析・利活用することで真価を発揮します。区においても、データを利活用することができれば、今後の区政経営に大きな効果を与えるものとなり、区民サービスの向上に向けた新たな価値を創造することが可能となります。

### (2) 区におけるデータの利活用

区では、各業務において膨大なデータを保持していますが、区が保持するデータを利活用する上では、個人情報の秘匿化(非識別加工情報<sup>24</sup>)や、データを出力する形式の不統一、紙データの存在等、課題が山積しています。そのため、まずは、データの利活用に向けて、課題を一つずつクリアしていき、基盤となる環境を構築していくと同時に、オープンデータの更なる公開を進め、開かれた区政を推進していきます。

また、データの利活用を進めるために、分析等の各種手法について研究し、啓発していくことで、データ利活用人材を育成していきます。併せて、現在でも利用可能なオープンデータや地理情報等について、積極的に活用し、データを基にした新たな価値の創造や、証拠に基づいた政策立案(EBPM<sup>25</sup>)を進めていきます。

【図22 データが価値を創出するプロセスと仕組み】



(出典)総務省「令和元年度情報通信白書」

<sup>24</sup> 非識別加工情報：行政が保有している情報を、特定の個人が識別できないように加工し、復元することもできないようにした情報。

<sup>25</sup> EBPM(Evidence Based Policy Making)：政策決定が厳格に立証された客観的な証拠に基づくこと。

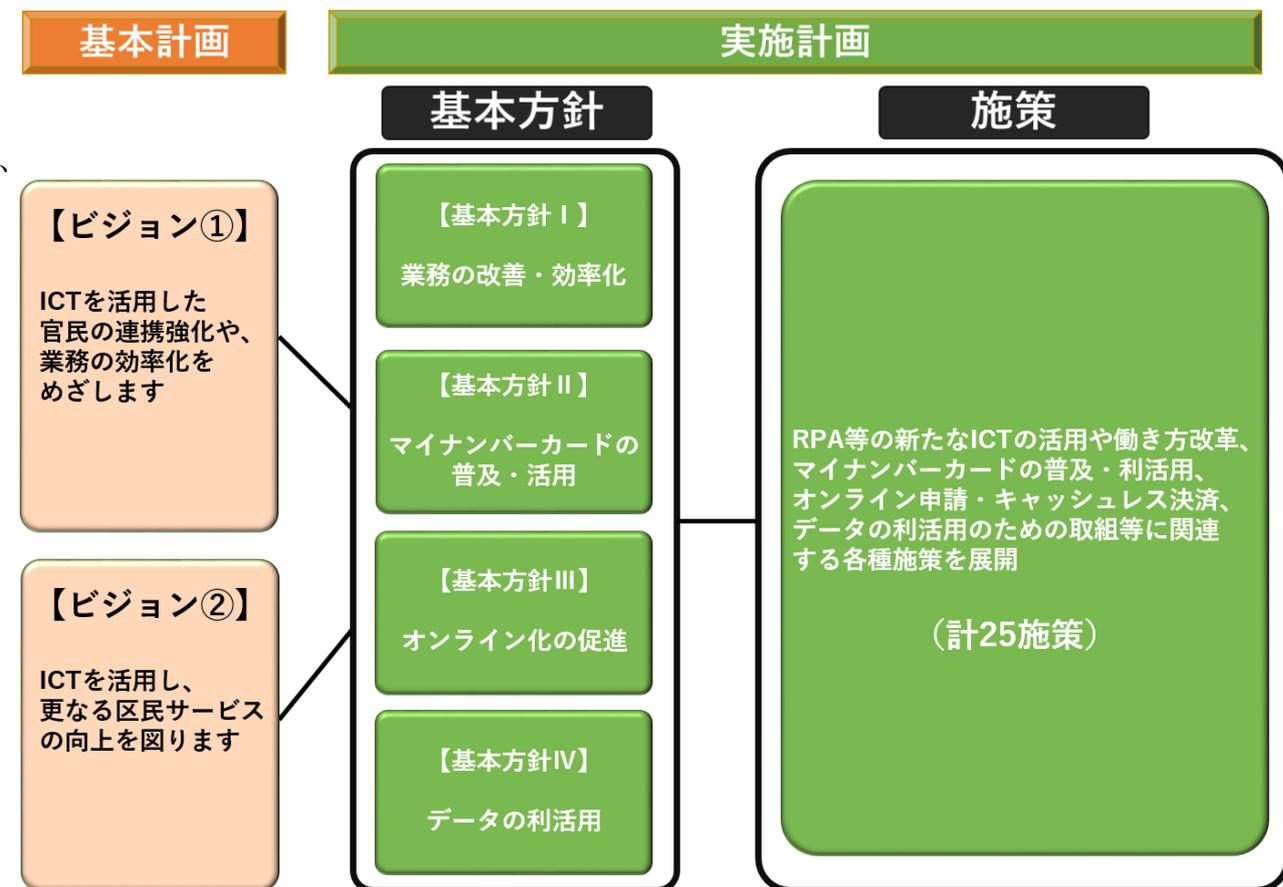
## 2 施策展開の考え方

前期実施計画に盛り込む施策は、図 23 のとおり、これまで示してきた4つの基本方針に関連した内容を体系的に展開していきます。また、各施策については、3か年の事業量を示しつつ、年度別の計画も併せて示していきます。

なお、国が策定した「自治体 DX 推進計画」における今後の展開状況や、令和3(2021)年夏頃に示される「(仮称)自治体 DX 推進手順書」の内容、社会情勢等に影響を受け、今後も区を取り巻く環境が大きく変化していくことが見込まれます。そのため、区としては、「自治体 DX 推進計画」等の国の動きや、社会情勢の変化等にしっかりと対応できるよう、定期的な見直しを含む柔軟な計画の運用を行っていきます。

加えて、国や都等の支援を最大限有効に活用するため、補助金等の状況を見極めた施策展開を行っていきます。

【図 23 施策体系】



## 3 施策一覧

No	基本方針				施策名
	I	II	III	IV	
01	◎	○	○	○	新たな ICT の活用に向けた検討
02	◎	○		○	RPA の拡大
03	◎			○	会議録作成支援システムの活用強化
04	◎			○	都市づくりにおける新たな ICT の活用に向けた検討 【新規】
05	◎		○		「新たな自治体情報セキュリティ対策」に対応する全庁 LAN 環境整備の検討 【新規】
06	◎		○		テレワーク環境の整備及び運用 【新規】
07	◎		○		Web 会議の推進 【新規】
08	◎		○		基幹系業務システムにおける標準準拠システム移行に向けた導入計画策定
09	◎		○	○	医療・介護連携情報共有システムの検討 【新規】
10	◎		○	○	スマートシティの推進
11	◎				(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターシステム(児童相談所業務システム)の構築
12	○	◎	○		マイナンバーカードの交付率向上及び普及促進
13	○	◎	○		マイナンバーカードによる諸証明の交付率向上
14	○	◎	○	○	マイナンバーカードにおける新たな利活用施策の導入検討
15	○	◎	○	○	ぴったりサービスにおける検索可能な手続きの拡大
16	○		◎		行政手続きにおけるオンライン申請の拡大
17	○		◎		区税・各種保険料の収納方法及び使用料・手数料の支払方法の拡大
18	○		◎		GIGA スクール構想で整備した教育 ICT 環境の更なる活用 【新規】
19	○		◎	○	環境マネジメントシステム内部環境監査のリモート実施
20	○			◎	データ利活用に向けた庁内データの環境整備
21	○			◎	データを用いた区政経営の推進
22	○			◎	地理情報の活用拡大
23	○			◎	熱帯環境植物館における二次元コード及び SNS を活用した情報発信 【新規】
24	○			◎	各種広報ツールの活用拡大
25	○	○	○	○	個人情報保護に係る取組

※ I:業務の改善・効率化、II:マイナンバーカードの普及・活用、III: オンライン化の促進、IV: データの利活用

※◎:主となる基本方針、○:関連する基本方針

#### 4 施策詳細

No	01	施策名	新たな ICT の活用に向けた検討		
担当部署		IT 推進課・関係主管課			
施策概要		<p>デジタルトランスフォーメーションを進めていくためには、AI や IoT、5G 等の新たな ICT が必要不可欠となります。一方で、これらを速やかに実装していくには、その技術の研究や実証実験を用いた効果測定が必要となります。したがって、次々生み出される新たな ICT を常に研究し、効果があると認められた技術については、民間企業や大学、シビックテック等の活用も視野に入れ、段階的に実証実験を行い、新たな ICT の導入に向けた準備や人材育成等を着実に行っていきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
【新技術の研究】 実施		実施	実施	実施	
【実証実験】 計 6 件以上		年 2 件以上	年 2 件以上	年 2 件以上	

No	02	施策名	RPA の拡大		
担当部署		IT 推進課・関係主管課			
施策概要		<p>RPA は、職員が実施している単純で定型的な処理を代わりに行わせる「業務の自動化ツール」であり、令和 2 年度から一部業務で導入しました。引き続き、RPA を活用することにより、作業時間の縮減や職員負担の軽減を実現するとともに、縮減した時間をよりクリエイティブな業務や区民対応等の付加価値の高い業務に充てていきます。加えて、ヒューマンエラーの防止にもつなげていきます。</p> <p>さらに、RPA に関する職員の理解と、庁内での活用を促進するため、研修を実施します。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
【作成シナリオ数】 計 30 シナリオ以上		10 シナリオ以上	10 シナリオ以上	10 シナリオ以上	
【作業工数の省力化割合】 6 割以上の省力化		6 割以上の省力化	6 割以上の省力化	6 割以上の省力化	
【研修】 計 3 回以上		年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上	

No	03	施策名	会議録作成支援システムの活用強化		
担当部署		IT 推進課			
施策概要		<p>会議録作成支援システムは、音声データを AI が自動で文字に起こし、簡単な編集作業を行うことで、会議録の作成を効率化するものであり、令和2年度から運用を開始しました。</p> <p>本システムの活用を全庁的に推進していくため、操作・活用に関する研修や周知活動を実施し、活用の強化を図っていきます。また、本システムをより効果的に運用していくため、随時運用方法の改善を行っていきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【システム利用会議】 拡大		拡大	拡大	拡大	
【研修】 計3回以上		年1回以上	年1回以上	年1回以上	
【運用の改善】 検討・実施		編集ソフトの利用 方法変更	検討・実施	検討・実施	

No	04	施策名	都市づくりにおける新たな ICT の活用に向けた検討		
担当部署		都市計画課・関係主管課			
施策概要		【新規】			
<p>国では、都市づくりにおける都市イメージの可視化等を行うツールとして、BIM/CIM<sup>26</sup>の活用を推進しています。</p> <p>区においても、BIM/CIM の活用に向けて、専門的な知識の習得方法及び人材育成方法について、関係部門との連携等に重点を置いて研究・検討し、「(仮称) BIM/CIM 活用推進指針」を策定していきます。</p>					
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【技術の研究】 研究		研究	研究	研究	
【(仮称) BIM/CIM 活用推進指針】 検討・策定		検討・策定	検討・見直し	検討・見直し	

<sup>26</sup> BIM/CIM(Building/Construction Information Modeling) : 測量・調査、設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、検査、維持管理・更新の各段階においても3次元モデルを連携・発展させ、併せて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るもの。

No	05	施策名	「新たな自治体情報セキュリティ対策」に対応する 全庁 LAN 環境整備の検討		
担当部署		IT 推進課			
施策概要		【新規】 テレワークや Web 会議等、時代の新たなニーズに着実に対応し、利便性の向上とセキュリティ対策を両立させていくため、国が提示した「新たな自治体情報セキュリティ対策」に基づいた、新たな内部情報系システムの構築を検討していきます。 また、それに先立ち、テレワーク等に対応した新たな全庁 LAN パソコンの調達を実施していきます。			
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
【新たな内部情報系システムの構築】 導入検討		調査研究	構築方針検討	構築準備・仕様検討	
【新たな全庁 LAN パソコンの調達】 調達完了		調達完了	—	—	

No	06	施策名	テレワーク環境の整備及び運用		
担当部署		経営改革推進課・IT 推進課・人事課			
施策概要		【新規】 新型コロナウイルス感染症の影響等により、更なる働き方改革が求められている中、職場に来なくても自宅等で職場同様の業務を行えるテレワークの導入が官民間問わず全国で進んでいます。 区としても、そのようなテレワークの実現をめざしていくため、必要なネットワークや機器等の環境整備を行います。 併せて、導入に際しては、全庁的・統一的なルールとなるよう、制度設計を行います。			
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
【機器等の環境整備】 構築完了		構築完了	—	—	
【制度設計】 制度設計完了		制度設計完了	—	—	
【テレワーク実施課】 拡大		—	拡大	拡大	

No	07	施策名	Web 会議の推進		
担当部署		IT 推進課			
施策概要		【新規】 区では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、他自治体や事業者等と対面での打合せを避け、インターネットを用いて会議を行う Web 会議を行っています。引き続き、対外的な会議の Web 会議を進めるとともに、庁内会議においても Web 会議化を進めるためのモデルケースを設定し、Web 会議の普及を進めていきます。また、Web 会議システムの更なる活用に向けた環境等の検討も進めていきます。			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【会議のWeb会議化】 計6会議以上		計2会議以上	計2会議以上	計2会議以上	
【更なる活用】 検討		検討	検討	検討	

No	08	施策名	基幹系業務システムにおける標準準拠システム移行に向けた導入計画策定		
担当部署		IT 推進課			
施策概要		<p>現在、国は自治体クラウドの導入を各自治体に促しています。自治体クラウドを本格導入するためには、各自治体が有する基幹系業務<sup>27</sup>システムの環境整備を行うことが必要となり、各システムにおけるカスタマイズの抑制が課題となります。</p> <p>「自治体 DX 推進計画」において、情報システムの標準化・共通化を推進することとされており、国において基幹系 17 システムの標準仕様書を段階的に策定することとなっています。</p> <p>区としては、標準仕様書の策定状況を踏まえ、各業務との整合性を検証し、仕様書に基づく標準準拠システムへの移行に向けた導入計画を策定していきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【第1グループ <sup>28</sup> の導入計画】 導入計画策定		計画素案作成	計画案検証	導入計画策定	
【第2グループ <sup>29</sup> の導入計画】 計画案検証		—	計画素案作成	計画案検証	

<sup>27</sup> 基幹系業務：自治体における住民基本台帳・税務・福祉等の業務。

<sup>28</sup> 第1グループ：介護・障害者福祉・就学・地方税のシステム。

<sup>29</sup> 第2グループ：児童手当・選挙人名簿管理・国民年金・後期高齢者医療・生活保護・健康管理・児童扶養手当・子ども子育て支援のシステム。

No	09	施策名	医療・介護連携情報共有システムの検討		
担当部署		おとしより保健福祉センター			
施策概要		【新規】			
<p>高齢者は加齢に伴い医療と介護の両方を必要とする状態になりやすく、医療・介護関係者の緊密な情報共有が必要となります。</p> <p>区内では板橋区医師会が中心となってシステムを活用していますが、区内の病院、介護事業所などでは、独自にシステムを導入している所もあり、異なるシステム同士の連携が課題となっていました。東京都は令和2（2020）年から「東京都多職種連携ポータルサイト」を開設し、円滑なシステムの連携を進めています。区は「東京都多職種連携ポータルサイト」の利用普及・利用効果の検討等について関係機関と協力しながら効果的な運用の支援を検討し、実施していきます。</p>					
3か年事業量		年度別計画			
		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
【システム運用】 運用開始		運用方法の検討・ 決定	運用準備・試行	運用開始	

No	10	施策名	スマートシティの推進		
担当部署		環境政策課			
施策概要					
<p>区では、「東京で一番住みたくなるまち」の実現や持続可能な地域社会の構築をめざして、ICTの活用により環境に配慮したまちづくりに資するスマートシティを推進しています。区における様々な課題を抽出したうえで、民間事業者が保有する最新のICT等の技術を活用し、スマートシティの実現に向けた実証実験等を行い、官民で連携を図りながら課題の解決につなげていきます。</p>					
3か年事業量		年度別計画			
		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
【民間事業者と連携した実証実験】 課題解決に向けた実証実験等を1件以上実施		検討	提案の募集	実施	

No	11	施策名	(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターシステム (児童相談所業務システム) の構築		
担当部署		児童相談所開設準備課			
施策概要		<p>児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となったことを受け、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持った「(仮称)子ども家庭総合支援センター」を令和4(2022)年度に開設します。</p> <p>センターの開設に伴い、新たなシステムを構築し、東京都及び子ども家庭支援センターが保有するデータを移行させ、区が設置する児童相談所及び子ども家庭支援センターの両業務に係る情報の一元管理等を行うことで、業務を円滑に進めていきます。併せて、システムの操作研修を実施することで、職員におけるシステム操作の理解促進に努めます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【データ移行】 令和3年度中に完了		移行完了	—	—	
【検証作業】 令和3年度中に完了		作業完了	—	—	
【操作研修】 計10回以上		年6回以上	年2回以上	年2回以上	

No	12	施策名	マイナンバーカードの交付率向上及び普及促進		
担当部署		戸籍住民課			
施策概要		<p>官デ法に基づき行政手続きのオンライン化の要請が高まっています。国は、令和4年度末までに、ほぼ全ての国民がマイナンバーカードを保有することを想定しており、それに向けた未取得者に対する申請勧奨や、マイナポイント事業等の施策を積極的に進めています。</p> <p>区としても、これらの施策に対応するため、これまで交付窓口数の増加等、交付体制の強化や出張申請による交付率向上施策を行ってきたところです。</p> <p>今後も、国の動向を注視し、国の施策と整合を取りながら、マイナンバーカードの交付率向上及び普及促進を図っていきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【交付枚数】 357,156枚		119,052枚 (月9,921枚×12か月)	119,052枚 (月9,921枚×12か月)	119,052枚 (月9,921枚×12か月)	

No	13	施策名	マイナンバーカードによる諸証明の交付率向上		
担当部署		戸籍住民課			
施策概要		<p>平成27年度末から開始したマイナンバーカードによるコンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)での住民票・印鑑証明書・住民税証明書の交付率向上を促進します。</p> <p>さらに、サービス拡大により令和元年度末から開始したコンビニでの戸籍謄本・抄本及び戸籍の附票の交付率向上も促進します。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【住民票・印鑑証明書・住民税証明書】 30%		20%	25%	30%	
【戸籍謄本・抄本及び戸籍の附票】 15%		5%	10%	15%	

No	14	施策名	マイナンバーカードにおける新たな利活用施策の導入検討		
担当部署		IT推進課・マイナンバー利用事務主管課			
施策概要		<p>マイナンバーカードの利活用施策については、国が、マイナンバーカードに様々な付加価値を付与することを目的に、健康保険証としての利用やマイナンバー付き公金口座の登録利用等、次々と新たな事業を検討し、自治体へ実施・協力を求めています。そのため、国から示された新たな事業について、速やかな検討を行い、区民の利便性及び費用対効果などを踏まえた上で導入判断を行っていきます。</p> <p>また、国の事業とは別に、マイナポータルにおけるお知らせ機能等を用いたプッシュ通知など、区独自の利活用施策についても、区民の利便性向上を図るために検討していきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【国事業】 国が対応を求める新規事業の着実な導入検討		・個人への健康情報の提供に関する環境整備 ・公金口座登録等の支援体制の整備	※国から示され 次第検討開始	※国から示され 次第検討開始	
【区独自施策】 新たな施策の導入検討		プッシュ通知等の検討	新たな施策の導入検討	新たな施策の導入検討	

No	15	施策名	ぴったりサービスにおける検索可能な手続きの拡大		
担当部署		IT 推進課・マイナンバー利用事務主管課			
施策概要		<p>国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」における機能の一つであるぴったりサービスには、各自治体が登録した手続きの検索を行うことができる「サービス検索機能」があり、「電子申請機能」と並んで、重要な機能です。</p> <p>区においては、30 の手続きを登録していますが、今後も、サービス検索可能な手続きの登録数を増やしていくことで、各種手続きの概要や対象、手続き方法等の詳細をオンラインで確認できるようにしていき、区民サービスの利便性向上を図っていきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【手続き登録数】 拡大		拡大	拡大	拡大	

No	16	施策名	行政手続きにおけるオンライン申請の拡大		
担当部署		経営改革推進課・IT 推進課・関係主管課			
施策概要		<p>デジタル手続法の施行や、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、行政手続きのオンライン申請化が求められており、国もオンライン申請拡大に向けた取組を加速させています。区では、これまでも、様々な手続きのオンライン申請化を進めてきているところですが、区民の利便性向上及び職員の働き方改革実現のため、更なる拡大を行っていきます。併せて、可能な限り来庁せずに誰でも簡単に申請できるよう、申請自体のあり方も改革していきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【手続きの拡大検討】 拡大		9 手続き以上拡大	更なる拡大	更なる拡大	
【区民等への周知徹底】 計3回以上		年1回以上	年1回以上	年1回以上	
【申請件数】 増加		増加	増加	増加	

No	17	施策名	区税・各種保険料の収納方法及び使用料・手数料の支払方法の拡大		
担当部署		IT 推進課・納税課・戸籍住民課・関係主管課			
施策概要		<p>区ではこれまで区税や各種保険料の収納について、口座振替手続きを拡大し、モバイルレジの運用を進め、クレジットカード及び電子マネー収納等のキャッシュレス決済も実装しました。引き続き、新たな収納方法について検討し、拡大を進めていきます。また、公共施設予約システムにおける使用料や、書類の発行に伴う手数料についても、キャッシュレス決済の実装に向けて検討を進めていきます。加えて、戸籍住民課における証明書等の交付事務手数料について、電子マネー収納等のキャッシュレス決済の実装に向けた検討を進めていきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【区税・各種保険料収納に係るクレジットカード及び電子マネー収納】 拡大		拡大	拡大	拡大	
【使用料・手数料における徴収方法拡大の検討】 検討		検討	検討	検討	

No	18	施策名	GIGA スクール構想で整備した教育 ICT 環境の更なる活用		
担当部署		指導室・教育支援センター			
施策概要		【新規】			
<p>国の GIGA スクール構想では、多様な子どもたちを取り残すことなく、一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む学びを行うため、児童・生徒に一人一台の端末を導入し、ICT を活用する教育環境の整備をめざしています。そのため、区においても機器等の環境整備を着実に進めていきます。</p> <p>さらに、端末の導入により、ICT を活用した学校教育の変革とともに、様々な分野での活用を検討し、運用に結び付けていきます。</p>					
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【機器等の環境整備】 整備完了		基本整備完了・ 運用開始	整備拡充	—	
【活用方法】 検討・運用拡大		検討	検討・運用拡大	検討・運用拡大	

No	19	施策名	環境マネジメントシステム内部環境監査のリモート実施		
担当部署		環境政策課			
施策概要		<p>「板橋区環境マネジメントシステム」の内部監査はこれまで対面にて行われてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面ではない形での実施が必要となりました。今後も新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたると考えられ、「with コロナ」に適応していくことも求められます。そのため、内部環境監査の書類審査や、インタビュー等の一部又は全部をリモートで実施し、「with コロナ」に適応していくとともに、監査における業務改善を図っていきます。</p> <p>併せて、環境マネジメントシステムの書類の電子化を引き続き行っていきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【内部環境監査のリモート実施】 計3回		年1回	年1回	年1回	
【報告様式等の電子化の見直し】 計3回		年1回	年1回	年1回	

No	20	施策名	データ利活用に向けた庁内データの環境整備		
担当部署		IT推進課・区政情報課・関係主管課			
施策概要		<p>現在、区では230の庁内データを、オープンデータとして公開しているところですが、現在公開しているデータは、構造や形式等が標準化されておらず、データ利活用の障壁となっています。</p> <p>そのため、庁内データの標準化・共通化や、個人情報の秘匿化等に向けた検討を進めることで、区のみならず、区民や民間企業等も、データの利活用がしやすい環境を整えていきます。併せて、オープンデータの更なる公開を促進していくと同時に、区が保有する写真等の画像をオープンデータ化する取組も進めていきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【データの統一及び共有化】 整備		検討	整備	整備	
【個人情報の秘匿化】 検討(国に準拠)		検討	検討	検討	
【オープンデータの公開及び整備】 更なる公開・整備		画像データ等のオープンデータ化	更なる公開・整備	更なる公開・整備	

No	21	施策名	データを用いた区政経営の推進		
担当部署		政策企画課・経営改革推進課・IT推進課			
施策概要		<p>データという証拠に基づいた政策立案(EBPM)が先進自治体で進んでいます。区としても EBPM を推進していくため、データの利活用に関する職員の意識改革や、有用性についての理解促進、スキル向上等を図るための研修を行っていきます。</p> <p>また、データの分析手法や、分析結果を直感的に理解できる見せ方について、研究機関や民間事業者等と協力しながら、検討を行い、職員に普及・啓発させていきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【研修】 計3回以上		計1回以上	計1回以上	計1回以上	
【分析手法及び見せ方】 検討及び実践		検討	検討及び普及・啓発	検討及び普及・啓発	

No	22	施策名	地理情報の活用拡大		
担当部署		IT推進課			
施策概要		<p>統合型地理情報システム(統合型GIS)・どこナビいたばし(公開型)にあるデータを活かしつつ、今までの職員向け相談会や研修を見直して、相談会内容の全庁共有や操作・分析方法等の各種相談、実践的な研修を通じて普及を行い、利用部署の更なる増加を図ります。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【普及に向けた活動】 操作事例等の紹介 相談会内容の共有 研修内容の検討		・操作事例等の 庁内周知 ・相談会内容の 共有・公開	・操作事例等の 庁内周知 ・相談会内容の 共有・公開	・操作事例等の 庁内周知 ・相談会内容の 共有・公開	
【活用研修】 計6回		年2回	年2回	年2回	
【説明会】 計9回以上		年3回以上	年3回以上	年3回以上	

No	23	施策名	熱帯環境植物館における二次元コード及び SNS を活用した情報発信		
担当部署		環境政策課			
施策概要		【新規】 熱帯環境植物館は、外壁や設備等の改修工事のための休館期間を経て、令和3(2021)年4月中旬に施設を再開します。 施設の再開に合わせて、館内に無料 Wi-Fi を敷設し、要所に二次元コードを配置することで、館内の動植物や熱帯環境に関する詳しい情報を来館者がスマートフォン等により手軽に入手できる環境を整備します。また、SNS で動画配信等の情報発信を行うことで、館の認知度の向上と更なる来館者数の増加をめざしていきます。			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【二次元コードの設置】 二次元コード設置完了		動植物に係る 二次元コードの 設置	動植物に係る 二次元コードの 追加	動植物に係る 二次元コードの 追加	
【SNS による情報発信】 Facebook 75 回 YouTube 12 回		Facebook 25 回 YouTube 4 回	Facebook 25 回 YouTube 4 回	Facebook 25 回 YouTube 4 回	

No	24	施策名	各種広報ツールの活用拡大		
担当部署		広聴広報課・ブランド戦略担当課長			
施策概要		ICT を取り巻く技術革新に鑑み、ホームページや SNS 等の各種ツール、先進技術及び双方向型の広報等、ユーザビリティや分かりやすさを意識した効果的な情報発信とその展開について、検討及び実施をしていきます。			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【効果的な情報発信・展開（ホームページ、SNS 等）】 検討・実施		検討・実施	検討・実施	検討・実施	

No	25	施策名	個人情報保護に係る取組		
担当部署		IT 推進課・区政情報課			
施策概要		<p>巧妙化するサイバー攻撃等の脅威や新たなセキュリティ要件等に適切に対応し、個人情報保護の強化に取り組むため、情報セキュリティ内部監査及びマイナンバー制度運用内部監査を行っていきます。また、「板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会設置要綱」に基づいて設置する外部評価についても着実に実施します。</p> <p>併せて、万一事故等が発生した際に備え、CSIRT<sup>30</sup>訓練を実施していきます。</p>			
3か年事業量		年度別計画			
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
【監査の実施】 実施		実施	実施	実施	
【CSIRT 訓練】 計3回以上		年1回以上	年1回以上	年1回以上	
【外部評価の実施】 実施		実施	実施	実施	

## 5 施策の進行管理

本実施計画における各施策は、PDCA サイクルを回して着実な推進を行っていきます。そのため、令和3年度及び令和4年度については、各年度の事業量に対する進行管理を行うことし、最終年度である令和5年度は最終評価を行います。進行管理の結果は「ICT 推進・活用本部」に報告し、その後、区ホームページに公開します。また、本実施計画の進行管理の状況や最終評価の内容を踏まえ、令和6年度から始まる後期実施計画の策定につなげていきます。

なお、目標事業量の達成状況を表す評語及びその内容については、以下のとおりとします。

評語	説明
達成+	計画の事業量を上回る実績となっている
達成	3か年事業量の全部若しくは大部分を達成している、又は施策としては完了している
未達成	施策の遅延等により、3か年の事業量の全部若しくは大部分が達成されていない、又は施策として完了していない

<sup>30</sup> CSIRT(Computer Security Incident Response Team): 情報セキュリティインシデントに際し、迅速かつ適切に対応するために必要な情報の収集力等を具備した緊急即応チーム。

## 参考資料



「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」  
令和 2 年度末見込み調査結果

## 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」令和 2 年度末見込み調査結果

実施期間：令和 2 (2020) 年 7 月 15 日～令和 2 (2020) 年 8 月 4 日

※評価以外の内容は、「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020(追録版)」から引用。

評価	内容
完了	計画どおり、又は計画より早く進捗し、既に完了した若しくは完了する推進施策
順調	完了に向け順調に進捗し、事業継続により完了が見込める推進施策
概ね順調	必ずしも完了するか不透明ではあるが、ある程度のレベルで進捗している推進施策
未達成	計画どおり着手しているが、進展していない推進施策

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
1	オープンデータの公開促進	IT 推進課	平成 26(2014)年度に策定した「板橋区オープンデータの公開に関する基本的な考え方(指針)」と「板橋区オープンデータ作成の手引き」に基づき、オープンデータの公開を促進します。また、国が定めている地方自治体が最低限公開することが望ましいデータセット・フォーマット標準例への準拠を進め、二次利用が容易な形式でのオープンデータの公開を行います。	順調
2	美術館・郷土資料館の収蔵品の電子情報化	文化・国際交流課、生涯学習課	継続的に進めている収蔵資料のデータベースの構築を引き続き行い、資料管理の効率化を図ります。また、著作権に問題がない収蔵作品については、画像と解説をホームページで閲覧できるようにします。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
3	地図情報の活用	IT 推進課	統合型地理情報システム(統合型 GIS)を利用したデータの利活用を推進し、政策決定のための分析ツールとして運用拡大を図ります。また、蓄積されたデータの共有化を促進します。	順調
4	新公会計システムの運用	会計管理室ほか	区民に対する説明責任を一層果たし、行政運営における「経営」の視点をより明確にするために、国や東京都の動向を踏まえつつ、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れたシステムにより、データの利活用を図ります。従来の指標であった「新公会計システム運用開始」については、平成 29(2017)年度に達成しましたが、今後は新公会計システムから出力する財務諸表を活用し、事業別、施設別などのセグメントごとの分析を実施するなど、引き続き ICT 活用に取り組んでいきます。	順調
5	児童館による地域子育て支援拠点としての情報発信機能の充実	子ども政策課	児童館が地域子育て支援拠点として事業を展開していく中で、子育てに関する情報の提供を拡充するため、ホームページやツイッター、アプリによる情報発信機能の充実を図りました。引き続き、それらの媒体を活用した情報発信を行っていきます。	完了
6	マイナンバー制度への対応	IT 推進課、戸籍住民課	行政機関等が保有する情報を相互にやりとりする情報連携については、平成 29(2017)年 11 月から本格運用が開始され、今後は国から示される情報連携にかかる対象項目等の見直しや法改正に対応することで、円滑な運用を図ります。また、マイナンバーカードの普及についても、各課と連携をしながら取り組んでいきます。	概ね順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
7	マイナンバーカードの利活用	IT 推進課 ほか	マイナンバーカードは、様々な付加価値を付与することができます。国や他自治体の動向を踏まえつつ、安全性の確保に十分留意し、区民の利便性向上に資する利活用施策を各課と連携しながら実現していきます。	順調
8	マイナポータルを活用による各種申請の電子化	IT 推進課 ほか	マイナポータルの活用については、特に国が重点的に推進している各種申請の電子化(ワンストップサービス)の導入・拡大に向けて、国の動向を注視しつつ、区民にとって有益となる各種申請手続きの電子化を進め、利用促進を図ります。また、お知らせ機能を活用した通知についても、引き続き実施に向けた検討を行い、一人ひとりに合った情報を発信していきます。	概ね 順調
9	マイナンバーカードによる諸証明の交付率向上	戸籍住民課	マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの住民票・印鑑証明書・住民税証明書の交付率向上を促進します。さらに、サービスの拡大を検討していきます。	概ね 順調
10	公衆無線 LAN の活用	IT 推進課	公衆無線 LAN(Wi-Fi) の設置を行い、日常における区民及び外国人観光客等の来訪者への ICT 環境の提供と、災害時の通信インフラの確保を図ります。また、利用者が安心・安全に Wi-Fi を利用できるよう、統一的な Wi-Fi サービスを提供する Free Wi-Fi 環境の実現に向けて、整備を行っていきます。なお、Wi-Fi の整備については地域 BWA 制度の活用も検討していきます。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
11	住居表示台帳の電子化	戸籍住民課	従来は紙台帳に手書きしていた住居表示台帳を電子化し、業務の効率化を図るとともに、統合型 GIS での閲覧等ができるようにします。なお、データの構築は平成 27(2015)年度から 3 年かけて行うものとします。	完了
12	公金収納のオンライン化	納税課、 会計管理室 ほか	マルチペイメントネットワークを利用した口座振替手続きは区民事務所まで拡大して運用しており、さらに継続してモバイルレジの運用も行っていきます。  また、その他の公金収納方法についても、費用対効果を意識しつつ、収入確保対策検討会で検討を行っていきます。	順調
13	区ホームページの運営	広聴広報課	自治体ホームページは、平成 28(2016)年の障害者差別解消法施行後、高齢者や障がい者に対する配慮を促す JIS 規格も改正されたことに伴い、求められるウェブアクセシビリティの水準が高まっています。これらの水準を満たすこと(ウェブアクセシビリティ確保の環境整備)は自治体の責務であるため、改善を行っていきます。また、区の魅力をより一層発信すべく、コンテンツの充実も併せて行います。	順調
14	ソーシャルメディアを利用した情報発信	広聴広報課	情報発信方法や広報媒体の多様化を図り、戦略的な広報活動を進めるとともに、災害時・非常時における防災情報メールやホームページ等による情報提供を補完していきます。また、区のイベント情報や新たな施策、板橋の魅力を感じられる情報も、さらに積極的に発信していきます。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
15	アプリケーション等を利用したサービス向上	広聴広報課、IT推進課、防災危機管理課、くらしと観光課、子ども政策課、資源循環推進課ほか	地図情報など、区で所有する情報を活用したアプリケーション等を活用し、行政情報を積極的に提供していきます。	概ね 順調
16	個人情報保護制度の推進	区政情報課	「情報公開及び個人情報保護審議会」を開催・運営して個人情報の適正な利用を図るとともに、外部評価委員会による点検も実施します。	概ね 順調
17	セキュリティポリシーの遵守	IT推進課	各種セキュリティ対策を有効に機能させるために、セキュリティポリシーの策定・導入から確認・見直しという実施サイクルを確立します。また、内部監査による実施状況の確認とその結果を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて改訂することでセキュリティの一層の向上を図ります。	順調
18	庁内ネットワークのセキュリティ強化	IT推進課	巧妙化するサイバーテロ攻撃など、情報セキュリティに関する新たな課題に対しても、国の方針や動向を捕捉するなど情報収集を常に行い、リスクに備えるとともに、適切な対応を行っていきます。	順調
19	防災センターのシステム更新と機能充実	防災危機管理課	平成26(2014)年度に構築した防災対策支援システム・防災センター設備について、平時から安定した運用を行い、発災時の有効活用にも備えます。また、機器・システムの耐用年数を見据えながら、機器・システムを更新し、システム等の安定稼働と機能充実に努めます。	完了

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
20	業務継続計画 (BCP) の運用	IT 推進課	「IT 推進課における業務継続計画 (ICT-BCP)」に準じて訓練等を行い、災害時等に業務継続可能な体制を整備するため、BCP を適宜修正し、維持管理を行います。	順調
21	障害時緊急対応手順の運用	IT 推進課 ほか	システム障害時の対応手順について各課で見直し、継承を定期的に行い、緊急時に備えます。	順調
22	クラウドコンピューティングの推進	IT 推進課、 教育支援センター	「板橋区 ICT 環境のクラウドコンピューティングの活用についての基本方針」に基づき、庁内システムの機器更新時期に合わせてクラウドコンピューティングの計画的な検討・構築を進めるとともに、機器構成の最適化を図ります。	完了
23	情報システム部門における人材育成の推進	IT 推進課	ICT 環境の変化に伴う IT 推進課の新たな役割に対応するため、IT 推進課の人材育成方針を改訂し、ICT に係る最新知識の習得・活用に努めていきます。なお、人材育成方針については毎年度見直しを行っていきます。	順調
24	全庁的な情報リテラシーの向上	IT 推進課	職員が ICT 機器やアプリケーションの活用、データの利活用により効率的な業務を行うために、情報リテラシー(情報活用能力)の向上が必要です。そこで、職員へのアンケートによる情報リテラシーの定着状況の把握、FAQ の公開など、情報リテラシー向上のための取組について検討し、職員の情報リテラシー向上をめざします。	順調
25	文書管理システムの導入	総務課	文書の収受・登録から起案・保存・廃棄といった文書事務のサイクルをデータベース化し文書を一元的に管理する文書管理システムの導入をめざします。文書の電子化により、ペーパーレス化を推進します。	完了

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
26	庁内のペーパーレス化	政策企画課、IT推進課、総務課	紙文書(資料)の削減や業務の改善を図るため、パソコンやタブレット等を活用した会議の実施や文書の電子化を行っていきます。また、最近の動向を踏まえて、ペーパーレス会議の実施に向けた環境整備を行っていきます。	順調
27	EMS ツールを活用した環境データの一元管理	環境政策課	EMS ツールを活用し、各施設の電気・ガス・水道などの環境データの収集、集計、蓄積などデータの一元化を行い、事務の効率化を図ります。また、EMS ツールの活用により、ペーパーレス化を図ります。EMS ツールを定期的に見直し、さらに電子化を進めます。	順調
28	電子決裁による生活保護業務システムの運用	福祉部管理課、福祉事務所	生活保護業務システムは、被保護者に対するケースワーク支援や事務の効率化、より適切な経理処理が可能なシステムへ再構築しました。今後は電子決裁機能等を用いて、より適切な事務処理を行っていきます。	完了
29	データカタログの整備	IT推進課	情報を共有し、事務の効率化及びシステムの適正化を促進するため、庁内システムで管理するデータ項目をデータカタログとして整備します。	順調
30	システムカタログの整備	IT推進課	庁内における各システムの更新計画やシステム構成等の情報を把握し、効率的な運用を図ります。	順調
31	データ利活用の推進	政策企画課、経営改革推進課、IT推進課	区が保有するデータを利活用した証拠(エビデンス)に基づく政策立案(EBPM)のプロセスを習得し、政策決定につなげます。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
32	ICT 活用に関する他機関との連携強化	広聴広報課、IT 推進課、ブランド戦略担当課長、環境政策課	ICT の活用に関する施策を検討・実施するため、他自治体や民間事業者等の他機関との連携を強化していきます。さらに、「板橋区スマートシティ推進方針」に基づき、地域課題の解決に結びつく提案を民間事業者等から募集し、実現に向けた支援を行っていきます。	未達成
33	入札用発送図書の電子データ化	庁舎管理・契約課	平成 28(2016)年度から工事等の入札用発送図書(図面、内訳書、仕様書)を電子データ化し、紙で配付していた入札資料をデータで配付することにより、応札者の負担軽減と利便性の向上を図ります。	順調
34	板橋区 ICT 推進・活用計画 2020 に基づく事業実施結果評価及び計画への反映	IT 推進課	事業実施結果を ICT 推進・活用本部において毎年度評価し、計画に反映します。	順調
35	板橋区教育 ICT 化推進計画の進捗管理	教育支援センター	近年の高度情報通信技術の急激な進展に鑑み、児童・生徒が情報活用能力を身につけることや、学校が ICT によって授業を改善していくことを目標として、教育委員会では、区における教育の ICT 化を総合的に推進する「板橋区教育 ICT 化推進計画」を策定しています。個別の事業内容については当該計画内で管理を行いますが、全体的な進捗状況の管理については、板橋区 ICT 推進・活用計画 2020 において行います。計画完了後は、所管課にて ICT 機器の運用・保守管理を継続するとともに、ICT 機器を活用した授業の実践を進めます。	概ね順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
36	施設利用管理システムの再構築及び運用	IT推進課	施設利用管理システムについて、平成31(2019)年5月に新システムへの切り替えを行います。切り替え後は、新たにシステムでの管理を希望する施設と調整を行い、順次導入・公開を行います。	概ね 順調
37	中央図書館の改築に伴うICT機器導入	中央図書館	平成32(2020)年度に開館を予定している新たな中央図書館において、自動貸出・返却機、セキュリティゲート、予約資料受取システム等を導入し、サービスの魅力向上及び利便性向上、効率的な業務運営を図っていきます。	順調
38	(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターシステムの導入に向けた検討	児童相談所 開設準備課	関係機関と連携した、切れ目のない一貫した支援を行うため、必要な情報が共有でき、連携しやすい環境をつくることのできるシステムの導入に向け、検討していきます。	順調
39	学校徴収金管理システムの導入及び運用	教育総務課、 学務課	給食費・教材費等の学校徴収金の管理について、現状は各学校の事務処理が異なるため、人事異動等の際に操作を新たに習得しなければならないことや、新入生情報の新規入力など、事務処理が教職員の大きな負担となっています。また、一部の学校では、教材費・行事費について現金徴収を行っており、徴収方法の見直しが必要です。 これらの課題を解決するために、区立学校園において統一的に使用することが可能な「学校徴収金管理システム」を導入し、学校徴収金に関する事務の標準化を進め、「チーム学校」として学校徴収金の管理ができるよう、教職員の役割分担の適正化を図ります。	完了

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
40	RPA を活用した業務効率化の推進	経営改革推進課、IT 推進課	RPA(Robotic Process Automation)の導入を行い、職員が行う定型的なパソコン操作を自動化することで、仕事の効率を向上させ、生産性を高めるとともに、業務負担の軽減を図っていきます。	順調
41	AI を活用したシステムの導入	IT 推進課、保育サービス課ほか	AI の活用が民間企業に広がる中、先進自治体においても導入の検討が進んでいます。そのため、調査・研究または実証実験等を踏まえ導入を行い、区民サービスの向上につなげていきます。	順調



板橋区 ICT 推進・活用計画 2025

編集 板橋区政策経営部 IT 推進課

〒173-0004 板橋区板橋二丁目 65 番 6 号

TEL 03-3579-2043 FAX 03-3579-2049

sk-bangou@city.itabashi.tokyo.jp

令和 3 年 3 月発行

---

刊行物番号 R02-112



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>